

第六回国会
衆議院

經濟安定委員会
大蔵委員会
通商産業委員会

連合審査会議錄 第二号

昭和二十四年十一月二十五日（金曜日）
午前十時五十八分開議

出席委員

經濟安定委員会

委員長 小野瀬忠兵衛君
理事 志田 義信君 理事 多田 勇君
理事 永井 英修君 理事 成田 知巳君
理事 笹山 茂太郎君 理事 米原 昶君
理事 金光 義邦君 理事 高倉 定助君
理事 福井 勇君 理事 細田 榮藏君
理事 田中 不破三君 理事 羽田野次郎君
理事 岡田 春夫君 理事 浦口 鉄男君

大蔵委員会

理事 大上 司君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君
理事 荒木 萬壽夫君 理事 林 百郎君
理事 早稲田 柳三門君 理事 内藤 友明君

通商産業委員会

理事 有田 二郎君 理事 神田 博君
理事 小倉 義昭君 理事 澁谷 雄太郎君
理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君
理事 川上 實一君 理事 永井 要造君

出席政府委員

國務大臣 青木 孝義君
（法制局長） 林 修三君
（第一局長） 木内 信胤君
外國為替管理委員會委員長 奥村竹之助君
（理財局長） 伊原 隆君
大蔵事務官 宮崎 靖君
通商産業事務次官 西村 久之君
經濟安定事務次官 山本 米治君
經濟安定本部 谷林 正敏君
（貿易局長） 坂田 英一君
經濟安定事務官 物部政務次官 大久保 太三郎君
委員外の出席者 武内 龍次君
外國為替管理委員 圓地與四松君
通商産業事務官 菅田清治郎君
經濟安定委員會 谷崎 明君
專門員 大石 主計君
通商産業委員會 越田 清七君
專門員

出席國務大臣

本日の會議に付した事件
外國為替及び外國貿易管理法（内閣提出第四三三號）
外國為替管理委員會設置法案（内閣提出第四四號）

○小野瀬委員長 これより經濟安定委員會、大蔵委員會、通商産業委員會連合審査會を開會いたします。

私が議案を付託された委員會の委員長の職務を行つておりますから、本連合審査會の委員長としての職務を行います。昨日に引続き、外國為替及び外國貿易管理法案及び外國為替管理委員會設置法案を議題として、審議を続行いたします。これより質疑に入ります。北澤君。

○北澤委員 いろいろお聞きしたいことがあるのでありますが、まず最初にお聞きしたいのは、昨日安本長官から御説明のありました外國為替及び外國貿易管理法案の提案理由の中に、わが國の國際經濟への参加態勢をすみやかに確立することが必要になつたといふに書いてありまして、そのためにこゝに書いてある法案が出たのだといふうな御説明であつたのですが、日本の國際經濟への参加態勢といふことは、對内的の態勢と對外的の態勢と二つあると思つております。對外的の準備態勢といふことは、この法案のように外國為替及び外國貿易に關しまする態勢を整へると同時に、あるいは關稅その他についても、現在の關稅協定といふものの、關稅法といふものを直す必要があると思つておりますが、日本が國際經濟へ参加するための國內の準備態勢については、貿易、為替の面におきましてはこの法律で十分だ、これによつて日本は國際經濟機構に参加できる準備が一応これで整つたのだ、こ

ういうふうな解釈でありますかどうか。御答弁願ひたいと思つております。

○西村（久）政府委員 私より簡単に御答弁申し上げます。國內經濟態勢、貿易態勢が、この法律で確立したという意味ではないのであります。この法律の趣旨にのっとりまして、今後國內態勢もこの法律の趣旨に沿うように貿易の改善をして行くといふ趣旨のもとに、この法律案を提出してあるわけでありまして、さう御承知願ひます。

○北澤委員 御承知のように日本の經濟を再建するためには、日本がなるべく早く國際經濟社會に復帰しまして、國際經濟の一環として日本經濟の再建をはかるということが必要であります。その日本が國際經濟機構に参加するためには、對外的にもいろいろ準備がいろいろあると思つております。最近では日本が國際小麥協定へ参加するといふわけで、現に日本の代表者がロンドンの國際小麥協會の理事會に行つて、いろいろ話してゐるのでありますが、そのほかにも國際貿易機構、あるいは國際關稅協定、あるいは國際通貨基金、あるいは國際開發復興銀行等、もろもろの國際的な經濟機構がありますので、これに對しまして日本はなるべく早く参加することが、日本の經濟の發展をはかるに必要と思つておりますが、さういふものに對しまして、日本政府はさういふ國際經濟機構への参加については、どういふ準備があるのか、いふ方法をとつておりますか。その点をお伺ひしたいと思います。

○西村（久）政府委員 具體的な問題ではないので、お答えにはなだ困るのでありますが、今與例をあげましたような貿易機構等の關係につきましても、關係方面と折衝を重ねまして、なるべく自由な取引をいたしますことについて、自由なる出入りのできるような港などについての改善方法も、政府として着々その対策を進めておるわけでございますから、さう御承知願ひたいと思つております。

○神田委員 緊急質問をしたいと思つております。これは非常にお急ぎになつておられ、また非常に重要な法案のように私は考へておるのですが、昨日來から連合審査會を開いておるのに、主管大臣が一人もお見えになつておりません。これは要求なさつておられるのですか。どういふふうになつておるのか。とにかく三大臣をひとつ呼んでいただいて、早く質疑を終了させるような方法をとつていただく方が、本案を促進する上に非常に必要だと思つております。ことに主管大臣が出ておられないことは、はなはだこの法案の審議上遺憾だと思つてゐるし、大分声がありますので、その間の事情を御説明していただくと同時に、出席するように強く要望したいと思つております。

○小野瀬委員長 ただいま委員部の方から、三大臣の出席を求めておりますから、やがてお見えになることと思つております。

○北澤委員 それではただいまの問題は、大臣がおいでになりましたからさ

らに質問をいたすことにいたしましたし、その次の問題に移ります。

この外国為替及び外国貿易管理法を見ますと、これはほんとうの骨組みだけを書いておいて、そのほかのことは政令もしくは命令の方に委任したものである。すなわち委任立法の範囲が非常に広くしてあるわけであり、これは国会の立法権というものを大幅に制限して、行政権の範囲を非常に広くしたように思ふのでありますが、もちろんこういう為替相場というふうなもの、臨機応変の処置が必要なのであります。法律によつて詳しいことまできめて、弾力性を少くすることは、もちろんいけないのであります。どうもわれわれが見ますと、あまりに行政権の範囲が広くなつて、国会の立法権というものが制限されておる。こういうふうな思ふのでありますが、この点に關する政府の御意見を伺いたい。

○西村(久)政府委員 お尋ねの点は、こもつともな点があるのでありますが、今日の國際經濟情勢の急変は御承知の通りでありまして、変転きわまりないときに、立法処置のみに拘束せられないといふことは、好ましいことではないのであります。その間調節をはかつて、經濟の安定を期するといふ意味に基きまして、いろいろの政令をよけいこしらへてあるわけでありまして、その關係からいたしまして、本法にも再検討といふ他の法律にない條章を設けまして、皆條方の御協賛を得たいといふ趣旨を示しておるわけでありまして、さう御了承を願いたいと思ひます。

○北澤委員 それに關連して申し上げます。たいのは、第六條の第一項に、「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。」といふわけでありまして、日本の領土の範圍を命令で定めようといふようなことは、いかげなものであるか。これは当然講和條約その他で定まるのであります。領土の範圍といふものを命令で定めるというところについては、疑問を持つておるのであります。この点に關する御意見を伺いたい。

○西村(久)政府委員 本法律案に關してある命令云々という關係は、ポツダム勅令の際の一例をあげますれば、対馬みたような島を、特に日本国といふものに指定した。そういう島嶼を含むものであらうと私は信じておるわけでありまして、

○北澤委員 それでは次の問題に移りますが、外國為替相場の問題であります。これによりまして基準外國為替相場といふものと、裁定外國為替相場といふものと、それから外國為替管理委員會が外國為替を売買する相場を定めるその相場、その次に外國為替管理委員會は、大蔵大臣の承認を得て、正當な外國為替取引における外國為替の売相場、買相場を定める。こういうふうないろいろの為替相場の種類があるのであります。これについて御説明を願いたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 本件に対する説明は、他の政府委員からいたさせます。○木内政府委員 私から今の御質問についてお答え申し上げます。第一に基準相場と申しますのは、現在の一ドル三百六十円というものが、基準相場であります。第二の正しい裁定外國為替相場と申しますのは、一ドルは三百六十

円ときまつておりますときに、一ポンドは四で幾らかをきめる。それがそのときのドルに対するポンドの相場によつて、一ポンド何円であるかといふことをきめるのが裁定であります。それを裁定為替相場と呼んでおりますが、それに正しいと申しますのは、近ごろ國際關係で一つの熟語になつておるものであります。いわゆる國際通貨基金加盟國は、それ、登録してあります。その登録相場をもとにして裁定するのであるといふ趣旨であります。

第三の外國為替管理委員會が外國為替を売買するときの相場と申しますのは、俗に集中と言つてゐるのは、外貨資金を政府の手に一応収めることでありまして、そのときには外國為替管理委員會がこれをかうすることになる。それが買相場でありまして、使用を認めるときは、外國為替管理委員會が売るといふことになりまして、それが売相場といふことになるのであります。その集中相場といふべきものが、第三項にいう相場でありまして、次に第四は、一般の銀行が顧客に対して取引をするといふ場合の相場が売買相場でありまして、それはこの法律で許されない取引をする場合の相場のこと、考えることはいいませんので、正當な外國為替取引といふ修飾をそれにつけて、その意味を明らかにしておるのであります。さうに御了承願ひます。

○北澤委員 そうしますと、この外國為替管理委員會が売買する相場と、それから外國為替銀行が売買する相場と、二つあるわけでありまして、相場と、二つあるわけでありまして、さうでございませう。○木内政府委員 さうでございませう。○北澤委員 そうしますと、外國為替

銀行の売買する為替相場につきましては、この基準相場もしくは裁定相場から百分の一、すなわち上下合せて百分の二になるのですか。外國為替管理委員會の売買する相場と銀行の売買する相場の開きはどのくらいになりますか。

○木内政府委員 外國為替銀行が売買する方が、基準相場に近い相場でありまして、それよりも少し離れた相場で銀行はお客と売買する。そのさやが銀行の利益、大体さういふ關係になります。

○北澤委員 そうしますと、外國為替管理委員會が売買するのは、百分の一以内といふことになりませんか。

○木内政府委員 さうでございませう。

○北澤委員 それからこの外國為替管理委員會は、大蔵大臣の承認を得て、取扱い手数料を定めることができる。こゝ書いてありますが、ただいまの御説明によりまして、外國為替銀行は為替の売買によつて、そのさやによつて利益を得るといふわけでありまして、この取扱い手数料といふものは、これはだれにやるのでありますか。

○木内政府委員 これは銀行が取得する手数料であります。

○北澤委員 そうしますと、外國為替銀行といふものは、この為替の売買と取扱い手数料の両方によつて、収入をはかるといふふうな了解してよろしいのですか。

○木内政府委員 さうでございませう。○北澤委員 この基準外國為替相場といふものは、内閣の承認を得て大蔵大臣がきめるといふふうになつておりますが、將來日本が國際通貨基金に参加

するといふふうなことになるかと、為替相場の決定とか、あるいは為替管理について、いろいろ條約上の制限を受けるわけでありまして、この法律はやはり國際通貨基金に参加する場合に、直す必要があるものでありませうか。その点をお伺ひします。

○伊原政府委員 この法律の立案にあたりましては、実は國際通貨基金使節團のムラディック氏からも相当勸告を受けまして、制定した次第であります。たとえば、ただいまお尋ねの外國為替の直物取引におけるところの相場は、百分の一以上開いてはならないといふような点は、日本は國際通貨基金に入つてはおりませんけれども、この規定は、たとえば國際通貨基金の第四條第三節によりまして、やはり百分の一以上開いてはいけないといふふうな規定がございまして、それを採用いたしておるのでございまして、そのほか、たとえば第七條の第一項にございませう基準外國為替相場は、すべて單一でなければならぬ。複数をとつてはならないといふことも、これは國際的の慣行でございまして、それから、たとえば第二條で、為替管理といふものは、國際經濟が自由になるに従つてだんだんやめて行くといふことも、國際通貨基金法の第八條第二節にございまして、だんだんに外國為替の諸制限の除去をして行くのだ、但しその規定の第十四條第二節によりまして、當分の間、國際通貨基金に入つております國であります。國際通貨基金の承認を経れば、やむを得ない外國為替の取引の制限といふことはやれるといふことで、この法律自体が國際通貨基金の成規に合致いたしておりますので、直す点は

のですが、アメリカから日本に対しての経済援助、いわゆるガリオア、イロロア資金のほかに、私の記憶では六千万ドルの綿花借款、それから一億五千万ドルの回転資金があつたわけですが、そういうものはやはりこの司令部の商業勘定の中に入つておるわけであります。その点お伺いいたします。

○山本政府委員　それは外であります。六千万ドルの綿花借款は、アメリカ

の銚行國から日本の取用が受けたのでありまして、これは多分昨年の終りくらいまでにもう使い盡ししまして、今はその製品によつて返済中でありまして、それから一億五千万ドルの米國政府予算による綿花、羊毛等の借款は、全部日本に対してではありません。そのうち日本が幾らかわかりませんが、これは徐々に使い出されておるようになり承知しております。

○北澤委員　一億五千万ドルの回転資金は、もちろん日本ばかりでなく、占領地向けの原料買付資金であります。あの中の大部分は日本に向けて使われておるのじやないかと思えます。この間新聞を見ますと、一億五千万ドルの回転資金のうち、一億二千万ドルが使わずに残つておるといふことが書いてありますが、もしその辺の御事情がおわかりでしてらお答え願いたいと

○宮權政府委員　北澤委員のお尋ねの一億五千万ドルの回転基金のうち、本邦のために使用されたものが概算三千万ドルであります。その余は使用禁止のような状態になっております。大体綿花の買付等に充てられております。

○北澤委員　大体その辺はわかつたのであります。この通産省からいただ

きました資料の中で、外国為替管理委員会規則で定める通常の為替決済の方法によらないで、これを定めるということが書いてありますが、これは通産省の許可を受けたのであります。これは無為替輸入というものを考へておるのであります。

○宮内府委員 それはお手元に配付いたしてあります。いづれ説明いたします。要綱の中に概略示してあります。輸出の方についても同様のことが言えるのですが、これは管理令としての政令案をお配りしてあります。その第一條の第三号でございまして、外国為替管理令以下標準決済法によらないで輸出しようとするものと列挙されておるのであります。北澤委員はすでに十分御了解の行つておるところだと思ひます。

○北澤委員 この無為替の輸出は認められる。こう了解してよろしうございします。

○宮内府委員 お説の通りであります。その点については通商産業大臣が許可をいたす。かような取扱ひをいたすことになつております。

○北澤委員 次に第五章の制限及び禁止の規定ですが、為替の問題につきましても、この制限及び禁止を規定して、この規定に違反した者に対する種類の罰則を規定しておるわけでありまして、現在日本におります連合国人といふものは、いわゆる治外法権的な地位を持つておられます。日本の裁判権は及ばぬわけでありまして、制限及び禁止もしくは罰則の規定を連合国人に適用しようとする場合、一体どういふうな方法をとられるのであります。

それを伺いたしたのであります。

○林（修）政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。御承知の通りでございます。ところで、連合国人に対する罰則法規と申しますか、公訴権は、連合国側の指令によりましてなすことになつておられます。これに關しては日本側といたしましては公訴権はございせん。ただこの法律を今後適用して参ります上におきましては、もちろん連合国人と相当密接な關係のある問題でございまして、その点については今後の連合国側の措置いかんによつてきまることではないかと存じております。ただいまのところでは刑事裁判については、公訴権がないことになつております。

○北澤委員 もちろん講和條約ができません。連合国人も日本において治外法権的な地位を持つておることがなくなると思ふのでありますが、日本が講和條約が結ぶまでの間におきましては、日本の方には連合国人に對しまして、その裁判権がないという御解釈だと思ふのであります。そうしますと、もし連合国人が日本の為替貿易に關する法律に違反した場合には、司令部の裁判所で裁判をするということになるわけでありまして、この点をお伺ひいたします。

○林（修）政府委員 大体さうなことはなかつたと思ひます。

○北澤委員 そこで問題は、連合国人といふのはわれ／＼わかるのですが、日本にたくさん台湾籍の中華民國人、それから朝鮮人がおるのであります。こういう台湾籍の中華民國人及び朝鮮人に對しまして、この法律をいかに執行するかという問題があると思ひ

のであります。その点につきましてお伺ひいたします。

○林（修）政府委員 これは御説の通りでございます。ただいまのところ朝鮮人及び台湾籍の中華民國人につきましては、日本側で裁判権を持つておるわけでありまして、それでやれると思ひます。

○北澤委員 うわさによりますと、大分こういふ人たちが今ドル買いをやつておられるという話を聞くのであります。そういう法に違反してドル買いなどをやることを取締ることにつきまして、十分その目的を達しておるかどうか。その点も伺ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 お示しの通り、ただいまの外国為替管理法にも、さういふふうな行為をすることはできないことに相なつておられます。實際におきましてどういふふうな相なつておられますか。その点についてはつきりした違反行為があつたという事実は私どもまだ聞いておりません。

○北澤委員 それでは次の問題に移りたいと思ふのでありますが、第五十條に、貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における公正な競争の禁止に關する法令を十分考慮しなければならぬといふ、いわゆるダンピングなにかしつてはいかぬといふ趣旨のことであると思ひます。實際問題として日本の業者の立場を考へますと、金融の面において、あるいは船の面、あるいは保険の面、その他いろいろの面において、外国の業者に比べて不利な立場にあることは、皆さん御承知の通りであります。こういう日本の業者が外国人とフェアな競争をするという建前から申しまして、日本の輸出業者その

他に對しまして、日本の政府が、金融の問題、あるいは海上保険の問題、あるいは海運の問題につきまして、どういふ程度の便宜を與えるのか。またどういふ便宜を與えれば、それがアン・フェアな競争になるのか。その点に關しましてはお考えを伺ひたいのであります。

○宮内府委員 北澤委員の御質問の御趣旨はどうか、ちよつと御承知に苦しんでおられるわけでありまして、この五十條に示します取扱ひにつきましては、当初の概念としては、輸出業者がマル公のあるものは、マル公価格を割つていない。マル公価格のないものは、標準市場の取引価格より安くはない。あるいは生産コストを比べて、生産コストを割つていない。かような宣誓をいたしまして、外国為替管理委員会に承認を求めるといふような構想でありましたが、その後変更がありまして、これでは悪条件下に置かれる日本の輸出の振興を、相当程度阻害するわけでありまして、そこで生産コストを割つていないという問題を考へますと、幸いに實現したいたしたフロアー・プライスの撤廃によりまして、日本の商品が国際価格に順次さやよせされて来るという段階におきまして、これをみだりに誤つたマル公や国内価格に押えることは、非常に疑問な点がありまして、さらに推進してこの條文にあるように、仕向国における公正な競争を禁止する法令を十分考慮した上、それに触れないという確信のもとで輸出すればよいということになります。ただいまの條文となつたわけでありまして、しかしこれはたゞこれを實施するにはどうしたらよからうかというこ

とにつきましては、北澤委員も御承知のように、アメリカにおいてダンピング税等をかけた実例があります。現在もあるいはかけているかも知れませんが、情報の詳しいことまでは知つておりませんので、その点はここで申し上げるところまでは参つておりませんけれども、要するに相手の輸入地における業者が、その国の公正な競争を助長するために、不正な競争の禁止に關する法令に於いておられない。日本から輸出するFOB価格は、その仕向地において不正な競争の取締り法令に抵触しておらぬものだということの書面をいたしまして、その書面を外国為替管理委員会なり、通商産業省なりに示していただく。この程度にしか第五十條の運用はたゞいまのところできないのであります。その他のことにつきましては、御質問の趣旨について通商局長に心得がありましたから、ただいまお答えさせていただきます。

○武内説明員 ただいまの御質問のあとの半分は、さういふ不利な状況で日本の業者が輸出をするためには、その條件をよくしなければ、どうしてもダンピングといふやうなことになるのではないかと。それについてどういふ手段を考へておられるかという御趣旨かと考へますが、通産省として貿易の振興について、ただいまの輸出業者の不利な條件を改善することについては、種々苦心をいたしまして、司令部側とも交渉わけでありまして、やはり一番大きな悪条件と申しますのは、いわゆるめくら貿易といふことがやはり一番大きなことではないか。何と申しましては外国の状況、市場の状況、あるいは価格の

状況その他を知らなければ、輸出の振興のありようがないというので、これにつきましてもはたしきで、初め期待したほどよくは動いておりませんが、優先外貨の制度による業者の渡航とか、あるいはどういふ形式になるかわかりませんが、政府機関が外国へ出て行つて種々情報を集めることであるとか、あるいはクレームその他の交渉に当ることであるとか、そういうようなことをやっております。国内的にもあるいは金融の面、あるいはこの点は成功しておりますが、輸出業者の組合的な活動を許すことであるとか、そういうようなことの推進を努めておる次第であります。そのほか御質問の政府の措置というものは、輸出振興策ということになるわけでありますが、種々広汎になりまうので、大抵そういうようなことをいろいろ考えておるということだけをお答えいたします。

○北澤委員 そうしますと、公正であるか不正であるかということは、外国側が認定するわけでありまして、宮内府政府委員 ただいまのところでは、外国の輸入業者が、その国の不正な競争を禁止いたします法令に、日本のFOB価格が抵触するものではないというこの証明をした文書をお持ちとして、処理して参りたい。その他はただいまのようなめぐら貿易が解消いたしましたので、順次海外の法令その他等に精通いたすようになりまして、また国内の措置を講じたいと思つておりますが、現段階においては残念ながらその程度より以上進む資料がないように考えております。

○北澤委員 そうしますと、このFOB価格や何かについて、所定の規則を守ればいいというのでありまして、そのほかの部分にいて、政府があるいは保険なり金融なり、その他の面において、いろいろ補助を與えてもさしつかえないというようなお考えでありますか。

○宮内府政府委員 補助を與えるという御趣旨がどこにあるか、ちよつと御明答できないのでありますが、輸出を振興させますことが、ダンピングに便乗するのだと解釈せられます諸般の補助なり助成なりというものは、一切いたさない方針であります。

○北澤委員 それではこの問題はその辺にいたしまして、この第七章に「不服の申立及び訴訟」というのがあつてあります。この訴訟の場合には、裁判所は政府機関の決定を取消しもしくは変更することができ。こういうふうになつておりますが、こういう政府機関の決定の取消もしくは変更によつて、業者が損害を受けた場合には、一体政府はそれを補償するような考えを持つておるのでありますかどうか、その点を伺いたい。

○宮内府政府委員 現行日本の法令に定めまする限界において処理して参りたい、かように考えております。

○北澤委員 宮内府政務次官もおいでになりますので、ひとつ伺いたしたいのですが、先ほどもちよつと質問したのですが、結局日本の貿易を進展するためには、日本がなるべく早く国際経済機構に参加する必要がある。たとえば国際貿易機構とか、あるいは国際関税協定とか、国際通貨基金協定とか、あるいは国際復興開発銀行とか、国際農業食糧機構、それらに加入することがいいのであります。この加入の問題は、

イタリア、オーストリアの例をとつて見ましても、必ずしも講和條約を締結しなければ加入できないものではなくして、平和條約締結前にも加入し得る例があるのであります。一体日本政府はその加入についてどういふような申入れをしたのであります。その点もし御存じでしたら伺いたいと思ひます。

○宮内府政府委員 もうこの点については、卓越した御意見と御経験を持たれた北沢委員には、十分おわかりと思ひますが、御承知のように日本の貿易は、ただいま占領下における協定貿易の域を脱していません。従つて協定貿易の中におきまわすわが国の貿易の振興というものは、およそ限界がある。こゝねがわくは、講和條約ができるのを待つてなすべき貿易上の手続も、司令部の了解のもとに順次進めたいという熱意を持つておることは、これは偽らざる事実であります。従ひまして、それぞれの機会におきまして、まづもつて、切実に申出をいたしております。

幸いにいたしまして、すでに発表されておりますように、小麦協定に参加ができるというように、小麥協定に参りておりますので、これはまだ決定したわけではございませんが、御質問のような問題が順次解決して参ります。しかも占領下において、講和條約の以前において解決して行く問題の一つであらうと考えています。これらにならぬとして、お説のようなことを順次進めて参りたい。かように考えております。また何かお気づきの点がありましたら、御注意もいただきまして、その線について交渉を續けて参りたい、かように考えております。

ております。

○北澤委員 今お話のように、終戦後今日まで日本の貿易というものは、大體二国間の協定貿易、パートナー貿易であつたのであります。最近通商産業大臣は折に折れて、日本は今後は多角貿易をしなければならぬ。これまでのような二箇国間の貿易でなくして、多角貿易をしなければならぬ。このことをおつしやつておるのであります。日本が多角的な貿易をするためには、これはどうしても今申しました国際関税協定に入つて、最惠国待遇を受けるというところが、非常に必要であると思ふのであります。聞きますと、外国側におきましても、日本が国際関税協定に加入するといふような問題につきましまして、非常に好意を持つておられて、あるいは明年の夏ごろにはそういうようなことが実現できるかもしれないといふことを聞いておるのであります。もしそうできればつこうだと思ひますが、その点に對して、もし見通しがありましたら伺いたい。

○宮内府政府委員 ただいまの立場におきましては、通商産業省にいたしまして、北沢委員のお見通しの程度のものであることを、この席上では申し上げねばならぬと考へております。しかしながらさういふ段階が進んで参りますようには努力を惜しむものではない、最近締結された日独貿易協定におきましては、例のスイング・アカウントといふものがあります。これは完全な国際收支の第三者を介する決済方法でございせん。理論的に申しますと、これがかつての世界の為替管理というやうなものの、一つの影を映したやうなものに察せられてゐるわけ

でありまして、日独の貿易の決済を他の勘定をもつて処理できるというやうなところから、一脈の命脈があるのではなからうか。従ひまして北沢委員の御期待なさるやうな事態が明年来るか来ないかは、言明の限りではございせんが、さういふ処置ができない以上、貿易は振舞ひのでありますから、貿易振興という立場からは、どうしてこの線を推し進めて行きたい、かように考えております。

○北澤委員 それでは最後にもう一点お伺いしたいのであります。二、三日来の新聞を見ますと、あるいは日英通商協定の締結といふ、あるいは日本の通商官を海外に派遣することが許可されるらしいといふことがありまして、これはわれ／＼から見まして非常な朗報と思ふのであります。結局日本の貿易の問題を考えますと、将来はやはり東南アジアとの貿易といふものが、最も大きな役割をすると思ふのであります。御承知のように中華民國との貿易といふものが、中共政府の關係でなか／＼はかどらぬ。そうしますと結局日本は、日本のこれまでの歴史的な、あるいは地理的な條件から、東南アジアの貿易に重点を置かなければならぬわけでありまして、その意味で、今度の日英通商協定といふものは、非常に重大な意義を持つてゐるのであります。これまでアメリカを中心にしておつた日本の貿易が、今度は東南アジアの方に切りかえるスタートができたといふやうに私は考へてゐるのであります。しかしながら何分にも東南アジアの現在の経済状況では、そう急に大きな期待は持てない。そこで問題は、アメリカ政府からこの東南アジア

でありまして、日独の貿易の決済を他の勘定をもつて処理できるというやうなところから、一脈の命脈があるのではなからうか。従ひまして北沢委員の御期待なさるやうな事態が明年来るか来ないかは、言明の限りではございせんが、さういふ処置ができない以上、貿易は振舞ひのでありますから、貿易振興という立場からは、どうしてこの線を推し進めて行きたい、かように考えております。

の經濟開發について、なるべく大幅な經濟援助を與へてもらうことが、日本の東南アジア貿易を進める上において非常にいいことだと思ふのであります。今のアメリカのトルーマン大統領の大政策の一つとしておりますいわけの後進國開發計畫、来年の七月以降の予算におきましては、アメリカ政府においては大体十億ドルくらい、後進國開發計畫の予算を繰り込むというような考えを持つてゐるようでありまして、もしこのようにふにアメリカが後進國、特に東南アジアの國に対して援助を與へて、經濟の開發に當るといふことになりまして、日本と東南アジアの貿易というものは、非常に大きな期待を持ち得ると思ふ。最近の新聞を見ますと、アメリカの經濟協力局が、最近オランダとの協定によつてほとんど獨立的な地位を與へられたインドネシア共和國に対して、千六百五十万ドルの資金を與へて、日本から纖維製品その他を買つてよろしいというやうなことになつたやうであります。このやうな問題で、結局アメリカが東南アジアの國に対して、アメリカの世界的な政策から、今後いかに經濟上の援助を與へるだらうというやうな考えを、われわれは持つておりますが、これに對しもしも政府におきまして、アメリカ側もしくは司令部側と接觸の機会に、何かさういふやうなヒントでもありましたかどうか。もしありましたら、伺いたいと思ひます。

○宮崎政府委員 いわゆる欧州のマーシャル・プランにならなかつた東洋のマーシャル・プランというやうなものが、實現することを期待してありますことは御説の通りであります、御承

知のように世界的なドル不足と申しましようか、ことに東南アジア地域におきますドル不足が解決しない以上、貿易は正常の形に返つて来ないわけでありまして、お示しのように、北沢委員の意見の方が、むしろわれわれが入手してゐますものよりも有力な資料だと思ふので、参考にさしていただきまして、さらにこの点について研究を進めたいと思ひております。

○北澤委員 以上をもつて私の質疑を一応打ち切ります。

○小野瀧委員 それでは通産委員川上貫一君。

○川上委員 この法案は非常に重大な法案だと思ふので、私はいろいろ聞きたいことがあるのであります。今度のこの法案によりまして、金融問題といふのはことに重大ではないかと思ふ。統制貿易下では、外國からの信用状は、これは輸出許可の承認がありましてから一定の期間内に開設することになつており、またある程度これは実行されたりと思ふのですが、それが民間貿易になり、今度のような法律で取扱ふことになる、これは輸出の場合であります。が、おそろく売買契約の締結後早急には行われないうで、船積み期間に間に合ふくらいに程度にしか来ないと思ひますが、この間の莫大な資金をどうして調達なさるつもりであるか、この点です。これは非常にたくさん金がかかる。従来でも買手の金融のような優先的な措置があつた時分でも、輸出業者は貿易金融には非常に困難をしておつた。ところがこれがなくなつてしまつた。そして今度は莫大な輸出をやることになり、英通商協定で、あそこだ

けでも倍の計畫を立てておられる。これは少い金じやない。これをどうして融資するか。この点をまずお聞きしたい。

○宮崎政府委員 この問題につきましては、安本副長官からも先刻御答弁があつたやうでありますから、なお繰返してお答えを願ふことにいたします。川上委員御指摘の点は実に重大であり、ごもつともであります。川上委員がことさら重大だと思つしやらないで、重大だと思つてゐるのであります。この問題につきましては、ただいま司令部と交渉中の法案が、川上委員のお考えになつてゐることを満足せしめるものであるかどうかは、しばらく別問題といたしまして、ただいま午前中か

けております法案が、これに該当するものであります。輸出金融の解決をい

たさなければ、輸出振興ができないという御議論、これはまづたく同感であります。しかしながら國家がこれを補助したり、あるいは國家がこれを援助を與へたりすることは、そこに限界がただいま與へられてゐるわけで、結局は輸出業者の相互保險というやうなことで、相互の信用に保險をつける。か

ような觀念からいたしまして、仮称をいたしますならば、輸出信用保險制度というやうなものをつくりまして、金融機關を介在いたしまして、それらの業者からは一定の保險料の納納付を願つて、特別會計の中にこれを繰入

れまして、政府もまたこれに、予算にも出ておりますやうな、本年にしますと五億であります、五億の資金をつ

ぎ込みまして、獨立採算をもちまして、この信用保險を行つて参りたい。すな

わちこれが輸出に對します早期の金融の道が達成せられるのではなからうか、かような構想で進んでおります。これは通産委員會の方へ御審議を願ふことになりまして、法案が出ましたならば、さらに川上委員から適切な御質問をいただきまして、それにお答え申し上げたいと思ひております。ただいまのところではそのやうなことは安本の方からお答えを願ふことにいたします。

○川上委員 それは先に安本から答弁があつたのですが、あれは答弁にならぬ。ちつともわからぬ。それでこの金は五億で、通産委員會へ新しい法案をかけると言われますが、一体そのくらいなことでは解決すると思つておられるのであります。従来公団が取扱つておつたその金額よりも、よほど大きな金額がこれにはいるだらうと思ふ。ところが、これは國內銀行ではそんなに融通しないと思ふが、この点を今の信用保險法案ですか、政府予算において五億くらいやつて、これだけで解決できると思われるかどうか、これが一つ、それから今いろいろ折衝しておるとおつしやいまして、それは一体どういう形をやるやうとしておられるのであるか、これが第二点、まだこれはよくきまつておらぬとおつしやいますならば、金融措置のきまりもせぬうちに、なぜこんなできもせぬやうな法案を先にお出しになるのか。この三点をお伺ひしたい。これは非常に重大だと思ひますから、少し親切にお答え願ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 いつも川上委員の御質問には、ことさら親切にお答えしておるはずであります。これは通商産業

委員會の速記録をごらん願へばわかることでありまして、決して不親切なお答えをいたさうとは思つておりません。お尋ねの点につきましては、名称はただいま仮称しております信用保險法でありまして、これはあくまでも輸出業者の相互保險というもので、万が一損失を生じたやうな場合には、五億の金を運用いたしましてこれを補填し、國家も、求償権を獲得いたしました。その業者の将来にわたつてこれを回収するといふことであります。根本的にはこれが損失になるといふことは、ただいま予想しておりません。同時にこれで十分か、こういうお話につきましては、これは見方により御議論もありまして、私ども當局の者として考えておりません。將來にわたつてこれらの制度を拡充いたし、さらに公団の廃止等がもしあつたと仮定いたしましたならば、あるいは業務が縮小されたらと仮定いたしますならば、これに伴います増加運轉資金といふものは当然に増えるわけで、ただいま増加運轉資金につきましていろいろ検討いたしております。現在の金融制度は、御承知のやうに民主化が一段階進んでおりますけれども、かつて大蔵省が金融の統制をしておりましたやうな場合は、逆の結果が出ておる。すなわち金融の民主化への移行がかりに一つの間隙ができておりました。具体的に申せば、もし犬が水を飲みたいという希望があつたら、犬を川べりまで連れて行くことはできませんけれども、その水を飲むのは犬である。こういう金は必要資金であり、こういう金は貸すべきであるといふ、あつせんや指導をいたすこ

とはできませんけれども、結局はその業者の金融に對する受入れ態勢が整つていなければ、市中銀行の金は使えない、かような状況になつております。従ひまして、おそく大蔵大臣から説明があつたことと存じますが、現在の日銀に設けられました意思決定機関と執行機関、いわゆるポリシー・ボードだけでは、その金融は全般的に見てうまく参らぬ。このポリシー・ボードは、當意即妙と申しますか、早きを欲しまして、臨時に日本銀行法の一部を改正したものでございまして、通常国会に御審議を願う予定であると、大蔵省は確かに申しておつたはずであります。全面的な金融政策、これに伴ひましてたゞいまの融資準則を織り込みました信用統制法、並びに資金の効果的運用を期するために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま

非常な大きな問題である。国内銀行には滞貨がたぐさあるけれども、簡単に貸しはしない。今の五億というのは損失補償の意味であるが、私の問うてゐるのは莫大な生産並びに輸出に要する運転資金の問題であつて、損失補償の問題ではない。めくら貿易ではあるし、輸出は困難だし、銀行は貸さぬといふことになる、とても貿易ができません。これはお認めになるだらうと思ひます。

の資金をさしつかえさせるような考えは、毛頭持つておりませんし、この程度の金融は——大蔵大臣が申すことであります。マーケット・オペレーションの強化、あるいはあらゆる金融制度の改善等と相まちまして、順次解決して行くことを私どもは確信いたしておる次第であります。

で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

第三番目は、金融措置もまだはつきりしておらないのに、なぜ先に法律案を出したか、こゝういふことであります。これは言ひ方、見方の違いもありましようけれども、御承知のローガン構想による自由を原則とする輸出貿易の取扱い開始は十二月一日から輸入については明年一月一日から実行するよう、司令部からの覚書をいただいておりますので、これをやらなければならぬ。輸入も金融措置がつかなくて、輸出も輸入もともに新しい方式によつて行えないといふような最悪の事態を考えましても、この法律はまず施行しなければならぬといふ状況になつておりますので、急ぎまして皆様の御審議に訴えたわけでありま。そしてこの法律施行後に、輸出輸入の金融措置その他を順次整備して参りたい。従ひましてこの法律案の内容をごらんになりましても、多くが政令等にゆだねられてあります。時々刻々移りかわります経済の変転とともに、また国際情勢の変転とともに、これに對する措置を講じたいといふ趣旨からであります。通商産業省といたしましては、おむね第六章、第七章がわれ／＼の方の所管であります。ただいまの状況では、かような内容を持つものであるといふところで、皆さんの御審議に供しまして、あわせて御検討を願うような運びになつてゐるのであります。この点は何とか御了承をいただきたいと思ひます。

○小野瀬委員長 川上君にちよつと申し上げま。ただいま青木安本長官がお見えになりましたので、この際青木安本長官に對する御質疑を願ひます。

れませんが、資金量の問題は要するに回轉の速度であります。千二百億の運轉資金が年中、いるものではなくして、それを限度といたしますところの回轉率を乗じたものが、正常の資金になる。従つて固定しました千二百億のうちには、設備資金あり、また金融機関からの融資あり、一部分においては通産省の考へております二百億のエイド、こんなものが出るかどうかからぬといふ話もありま。一応入つておる。自己資金で調達されるものが七十億、あるいは増資等によりま。ところの自己資金調達方法によつて、それが百十億、さういふものを随時積算して來ての考へでありまして、従つて千二百億とつてしまつたら、あと金

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○宮崎政府委員 金融なんかどうでもよいといふように、無関心でそれがやれると思ふか、五億は損失補償の形だから、その程度のことではとてもだめだ、これは御説の通りであります。私どもは五億を損失補償に向けるというやうな意味で構想してゐるのではなく、あくまでも信用を保証する裏づけとしての特別会計の資金であると考えております。一般金融に對して通商産業省は何も考へておらないとおつしやいます。この点につきましては十分検討をしております。

○小野瀬委員長 もう少しやつてください。

がなくなつてしまふやないか。こ

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

期するのために銀行の経理に對しまして——いろいろ御批判もありま。で、これらを正しく規正して参ります金融機関の整理法、これら一連の金融法規が成立いたしますと、容易に解決できると期待いたしております。しかしながら現段階の移りかわりの際におきましては、通商産業省といたしましてぜひとも何とかせねばならぬ。すなわち輸出振興に伴う増加運轉資金、輸入振興に伴う増加運轉資金、これらにつきましましては、ただいま通商企業局を中心といたしまして、せつかく立案を進めております。さような状況でありますので、現段階においては、金融に對します全面的な法制がまだ完備してありませんので、いかに努力いたしたとしても、御期待に沿うような結果を得られるかどうかは、ここで明言できないわけでありまけれども、せつかく振ります輸出を、金融の面で拘束させないための努力は惜しまないつもりでございます。

○川上委員 金融については、重大だ

○川上委員 今の問題をもう一つだけ

たいと思ふ。

か。――それでは今澄君。

○今澄委員 きようは通産省関係以外の方がおられますので、二点だけ質問いたします。私は今の貿易公団の滞貨を引当てに、これを担保物件として銀行から借入れを行つておる業者がたいへんあると聞いておるのであります。中には倉庫業者などで、人の商品を自分の商品のごとく装うて、金融機関あたりから金を借りておる者が非常にあるということも聞いております。

もちろん歴大な品種、銘柄で、雑多なものが入つておるから、これが臨検はそう簡単に行かぬであらうと思ひますけれども、従来のような統制会や業者の集合団体みたいな公団職員の検査だけで、これをほつておくというところに、そういうふうな問題が起るので、

確實な通産省あたりの精鋭を出して、公団職員のエキスパートと一緒にやつて、抜打ち検査をやつて、常時そういう不正が行われてないかどうかということ、検査する必要があるかと私思ふのであります。よつて通産省の局長、課長さんあたりも、そういうふうな観点から、今後嚴重にそういうようなことをおやりになる必要はないかどうか。これは通商局長やその他関係の方がおられますから、お答えいただきたいと思います。

○宮崎政府委員 今澄委員のお尋ねは、通商振興局長からお答えすべきなことであります。あいにくたゞいま直接この問題に關連がないと思つて出席しておりませんので、御無礼であります。御指摘の御意見でもつともであります。を、私は肯定するものでありませんが、さような御心配や御懸念がある

いたしますならば、振興局を通じまして、公団に対して監視をさらに強化する。ただいまでも公団の動きにつきましては、いろいろ／＼な審査の一課、二課というものもございまして。それ／＼の機関において監視しておりますが、なかなか手がまわりませんで、御心配がかかるような問題もあらうかと心配いたしておるような状態でありまして。御意見の通りに、ぜひこれを強化して参りたい。少くとも御指摘のあつたような裏街道の仕事というものを閉塞しまして、裏口のないうちにいたしたい。かように考えております。なお午後には振興局長も来ると思ひますので、この点について詳しくお尋ねがあるようでしたら、局長からお答えいたします。

○今澄委員 それでは午後にするとして、もう一つの問題は、これは通産委員会では先般聞いたのでありますが、安本長官の御見解を承りたい。それは輸入に關する抱合せであります。抱合せ輸入というところは、人が何と言おうとも、今の輸入状態を見ると顯著に現れておる。この不要不急の品を押しつけられたということ、これはこの前の通産委員会でも政務次官その他からいろいろ／＼答弁がありましたが、輸入超過の中には西独やイタリアあたりで賦られて、東洋にまわされて来たというものが多少ある。たとえはとうもろこしの粉やマカロニの層など、価格も最近、運賃もかなりまじめに計算して来てるので、以前のように目をむくようなべらぼうなことではないけれども、この一方的な指値で、当方としては何としても受取りがたいものは、これを拒否したいと私は思ふ。一方的な

押しつけを言ひなりほうだいでがまんするということであつてはならない。占領ということと商売ということとは、私どもは別個であると、考えたいのだが、安本長官の御見解を承りたい。

○青木國務大臣 まことにごもつともな御質問でございます。それは政府といたしまして、できるだけ食糧にならないようなもので、食糧の用途として来るようなものを、そういうものを排除したいということとはまことに御同感でございます。これまでもそういうことは關係筋へはしばしば率直に申し上げておる次第であります。

○今澄委員 今の大臣の御答弁でありましたが、時間がないので筆から譲らうと思ひましたが、ついでにちよつとお願いしたいと思ひます。食糧輸入の中で、今まで入つたとうもろこしやマカロニその他のものを、どの程度今後抑制して、あるいはメリケン粉であるとか、そういうふうなものにこれを切りかえてやつて行くかというような計画について、安本の方で今具體的な方針、見通しがありましたら、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○青木國務大臣 ただいまの輸入關係は、ガリオア、イロア、そういうものを中心として食糧が輸入されておりますので、われ／＼の方としては先ほど申し上げたような意味のことは申しませんが、まだこれははだけだけ、これははだけだと、今おつしやつたような品目について、一々そういう計画を立てて先方へ持つて行つておるようなことはいたしてありません。

○今澄委員 先般の通産委員会における宮崎政務次官の答弁には、それらの問題について相当の見通しがあるが述べられておりましたが、安本の方ではそれでは全然そういうものについては御關係がない、こういう御答弁でしよ

うか。

○西村（入）政府委員 お答えいたしました。予算書の内容の明細書をのらんになれば、はつきり事こまかくわかると思ひます。価格調整費の配分關係の内容明細書にはつきりなつておりますから、御承知願ひたいと思ひます。

○小野瀬委員 午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

いうことはありませんから、これは非常に歴大な金であります。この金融措置をどうするのであるか。この点についてまずお聞きしたいのであります。

○宮崎政府委員 川上委員のお尋ねであります。これにびつたり当てはまる回答は、大蔵當局からなすべきであらうと考えます。あるいは安本の方で願ひのよいと思ひますけれども、貿易というものに携わります關係省といたしまして、一応の考えを申し上げておきます。

ただいま御指摘の小麦とか羊毛、さうな輸入資金があることは、争ひのない事実でありまして、大体想像されます輸入というものは、仕入地からの船積みがありまして送り出される。そうすると一件の書類はすべて、ただいままでいふエア・メールでやつて参るだらうと思ひます。この場合にまだ船は到着いたさない。荷受けをしないと金融措置を要することになることは、常識的に考へてもわかります。この荷

為替手形を簡単に割引を講ずることが、これはよくつを抜きにして一番よい措置であります。そういう意味から、ただいまではそれ／＼貿易量の増加いたしましたことを想定いたしましたので、この輸入手形を処理いたします金融措置につきまして、せつかく大蔵當局を煩わしまして、それ／＼の機關と折衝の段階にあります。ただいまどの程度のものを金融できるということ、通産省としては申し上げる段階に至つておりません。はなはだ答弁としては不満足であります。いづれ大蔵省の方からそのことについてお答えが

らうと思ふ。取引に一万吨以下と

あると思います。通産省としてはさうな金融をとりたというふうな考えでおります。

○川上委員 これは大蔵省と言つてお逃げになつたのですが、大蔵省もおられぬようですから、答弁が得られないのですが、そうすると通産省の方では、この莫大な輸入の資金というものを、今の金融事情で、国内で処理ができると思ひになつておりますか。

○宮崎政府委員 自己資金によるか、あるいは金融機関の調達に待つかはしばらく別といたしまして、もし金融ができなければ、輸入はできないという結論になります。できるうちに努力いたすために、ただいま研究を進めております。同時に現在の見通しといたしましては、各協定等の内容を織り込んで考えますと、大体におきまして、この金融の達成はできるではなからうかという見通しを持っております。

○川上委員 これは実に大した心臓だと思ふのです。こういうものを自己資金で弁済をけつこうやつて行く商人が日本におりますか。それから第二には、これはやる気であると言ふが、一体これはどういふぐあいにしておやりになるのですか。簡単な金ではないのです。それにつけ加えてお聞きいたしますが、輸入をする時分に、五〇〇の担保を入れるという先の御答弁であつたと思うのです。こんな五〇〇の担保を入れることのできるような、そういう商人が日本におりますか。この点をちよつと聞きしたいのです。

○宮崎政府委員 これは川上委員に私の方から申し上げますが、博學多才の川上委員にもお似合いにならぬ御質問だと思ふ。そういう輸入資金をどこに

持つておるか、民間にできるかということ、これは実相を御存じないのであります。これは担保に入れるのは、公債を入れるのも一つの方法であります。公債を保有して、これを貸借いたしますことを商売にしておる人間も相当ございます。また公債を発行いたしておる量も、川上君御承知のほゞであります。これは担保五〇〇と言つても、これは極端でありまして、それ以外にも適当なものをとる。こういうものの金融は、現在程度の貿易量におきまして、行き詰りになるうなどとは通産省は考えておりません。また自己資金で行くか、民間資金で行くか、それはもうただ考えておるだけだといふ御批判もありません。業者にそんなに力があるか。いわゆる日本の商社というものの力を、もうゼロだと御断定して踏んだ話でありまして、私どもはさうに考えたことはありません。

○川上委員 通産省政務次官がそういう無責任なことを言われたら、業者から怒られます。これは五〇〇の担保というものを、この莫大な輸入資金と持つておるのだとか、こつちを考へておるのだというやうなことでは、これは貿易にはなりません。これは見解の相違だと言われるに違ひないのであります。一大事件だと思ふ。業者に聞いてみればわかると思ふ。それで私はお聞きいたしますが、こういうことになつても大貿易業者、大銀行で、小さいところはともかくこれはやれませんか。それといふ一つは、外国の商社だと思ふのです。非常に潤沢な資金を持つてい

る外国の商社、これは何でもやれる。ところが日本の今の状態におきましては、さうでなくとも非常に困難な状態に陥つてゐる場合、これだけの資金をとつても調達する力なんかは、何かりくつを言つても始まらぬと思ふ。ここで何かうまいことを言ひ抜けておるだけでは始まらぬと思ふ。これは国の一大事、日本の貿易業者、貿易に対する一大事だと思ふが、通産省はこれを非常に軽く思つておられますか。これはかなりたいへんなことだと思つておられるのですか。これは何でもないことだと思つておられますか。この点をちよつとお聞きしたいのです。

○宮崎政府委員 最後に御念押しのお言葉であります。これは容易ならざることと考えておることに間違ひございせん。これをたやすく行くのだ。そういうイメージ・ゴイングな考え方を持つておらないことは確かでありまふ。しかし業者の声を聞けという川上委員のお話であります。通商局及び通商振興局という窓口を、貿易業務のために開いておられます。その窓口に来ますところの業者のほんとうの声というものを、一々詳しく割合によく知つてゐるのは、私は通産省だと思ふ。

○川上委員 通産省政務次官がそういう無責任なことを言われたら、業者から怒られます。これは五〇〇の担保というものを、この莫大な輸入資金と持つておるのだとか、こつちを考へておるのだというやうなことでは、これは貿易にはなりません。これは見解の相違だと言われるに違ひないのであります。一大事件だと思ふ。業者に聞いてみればわかると思ふ。それで私はお聞きいたしますが、こういうことになつても大貿易業者、大銀行で、小さいところはともかくこれはやれませんか。それといふ一つは、外国の商社だと思ふのです。非常に潤沢な資金を持つてい

る外国の商社、これは何でもやれる。ところが日本の今の状態におきましては、さうでなくとも非常に困難な状態に陥つてゐる場合、これだけの資金をとつても調達する力なんかは、何かりくつを言つても始まらぬと思ふ。ここで何かうまいことを言ひ抜けておるだけでは始まらぬと思ふ。これは国の一大事、日本の貿易業者、貿易に対する一大事だと思ふが、通産省はこれを非常に軽く思つておられますか。これはかなりたいへんなことだと思つておられるのですか。これは何でもないことだと思つておられますか。この点をちよつとお聞きしたいのです。

○川上委員 私は実際にこれは無責任な次第だと思ふのです。いくら覚悟をお持ちになつても……それではちよつとお聞きしますが、今日日本の銀行利子と外国の銀行利子はどのくらい違つておりますか。

○宮崎政府委員 これが今私の答弁が、あまりこまかく申し上げることを差控えたからでありまして、ただいま申されたその前にお話のありました民間で金融がうまく行くかというやうなことに付いて、私の方から先んじて申し上げれば解決しておつた問題であります。この金融をつける上におい

て一番問題になるのは、金融金額そのものでなくして、利率なのであります。この点は貿易金融についてはたゞいま国内は二銭六厘であります。外国の事情につきましては私ども詳しく知つておりませんが、ほのかに伺うところによりまして、日本の日歩二銭六厘よりもはるかに安い。ここに邦人商社と外国人商社との間に逕庭のありますことは、率直に認めなければならぬことだと思ひます。

○川上委員 そういたしますと、日本には資金がない。それから自分で持つて、自己資金でやるというやうなところには實際至つておりません。さうでなくとも、今の現状では貿易業者は資金に困つておるであります。さうなりますと資金の豊富で、利子の安い外国の銀行、外国の商社というものが、金融業者として進出して来ることは明らかであります。これについてまず第一に国内銀行は外国の銀行と競争ができますか。第二にはこの法律で国内の輸出業者は外国の商社と競争ができると思ひになりますか。

○宮崎政府委員 この法律によりまして、従来の管理貿易を一步脱却いたしまして、やがて国際経済の中へ参加いたしまして、経済的にわれわれの國が再建できる一つの過程だと考へております。この法令が完全無欠に、ただちに一歳の子供が元なら徴兵検査と申しますか、満二十歳くらいに成長いたしまして、一人前に国際経済の中を闊歩できると考へておりません。しかしおのゝ経済自立にも段階がありまして、時が必要であります。現段階としてはこの方法がまずつてよろしいものだと、かように考へて提案しておる

○川上委員 私は実際にこれは無責任な次第だと思ふのです。いくら覚悟をお持ちになつても……それではちよつとお聞きしますが、今日日本の銀行利子と外国の銀行利子はどのくらい違つておりますか。

○川上委員 私は実際にこれは無責任な次第だと思ふのです。いくら覚悟をお持ちになつても……それではちよつとお聞きしますが、今日日本の銀行利子と外国の銀行利子はどのくらい違つておりますか。

○宮崎政府委員 この法律によりまして、従来の管理貿易を一步脱却いたしまして、やがて国際経済の中へ参加いたしまして、経済的にわれわれの國が再建できる一つの過程だと考へております。この法令が完全無欠に、ただちに一歳の子供が元なら徴兵検査と申しますか、満二十歳くらいに成長いたしまして、一人前に国際経済の中を闊歩できると考へておりません。しかしおのゝ経済自立にも段階がありまして、時が必要であります。現段階としてはこの方法がまずつてよろしいものだと、かように考へて提案しておる

○川上委員 私は実際にこれは無責任な次第だと思ふのです。いくら覚悟をお持ちになつても……それではちよつとお聞きしますが、今日日本の銀行利子と外国の銀行利子はどのくらい違つておりますか。

ものでありまして、これが競争になるかならないかというようなことは、ただいま前提として競争にならないからやらない、かような意思は持つておりません。この範圍におきまして、ぜひとも國際協定貿易の範圍内におきまして、國際貿易の中に優位な地位を占めるべく、重なる努力をする以外にない、かように考えておる次第であります。

○川上委員 どうも通産政務次官の御答弁は、日本の政府の答弁か何かわけがわからぬように思います。この範圍でどうしてもできるように努力するのだと言われましても、できつこないのです。第一にそれなら外國の銀行、外國の商社が進出して来るのに対して、日本の銀行と日本の貿易業者、生産者をどうして保護なさるのでうか。何か具体的な案が通産省にはおありですか。

○宮嶋政府委員 この点は通産委員会とさからたび／＼御質問でありまして、外國商社の進出や外國資本の進入というようなことにつきまして、何か方策があるかというお尋ねは繰返されております。しかし残念ながら現在におきましては、たとい考えを持つていまして、ここで申し上げる自由を與えられておりません。これははなはだ川上委員に対して申訳ないことではございまして、この点は全速記録をお繰返すのであります。この席ではお答えをせむ差控えさしていただきたのでありまして、もしこれならだめだという御見解をお持ちになるならば、だめだというあなたの御意見を私は承つておいて、これ以

上はこの点は申し上げられない次第であります。

○川上委員 私はだめだとかだめでないという結論を先に言おうとするのではあります。このようにすることに必ずあります。通産省ではこれをどうお考えになつておられるかということをお聞かしてあります。そこで通産省の方では、今一向さしつかえない。これでどんだんやれるのだ、保護する必要はないとお思ひになるのですか。あるいはこれではとてもやれない。競争にも勝負にもならぬとお思ひになりますか。

○宮嶋政府委員 獨立國家として自由貿易の態勢が許されまゝものと比較いたしましたならば、これは決して万全のものでないことを十分承知いたしております。しかし現在の國情においてやむを得ないものであり、現在の事情のもとにおいては、一歩躍進したよい法律案だと存じております。

○川上委員 そうすれば通産省の方では、これはなか／＼困難であるが、しかたがない、こういう御答弁が一つあつたと思ひます。しかしさういふけれども、今までのやり方よりか、これは一歩進歩している、こういう第二点だと思ふ。ところがどうもそれがはつきり私にはわかりませんので、一歩進歩しているかどうか知りませんが、これは日本の貿易は、外國銀行並びに外國の商社に押えられてしまつて、ちよつとも進歩せぬとわれ／＼は思ふのです。そこでどうしてもそうではない。外國商社、外國銀行に押えられないのだということをはつきり言つてもらひませんか、これは見解の相違とか何とかいうことになつてしまふ。もしもこ

の答弁で——これは速記をしてくれなくともよいとおつしやるなら、速記をとつてもけつこうです。しかしこれがわかりません、この法案そのものが一体進歩したのか、有案なのか、はつきりわからない。

○宮嶋政府委員 政府貿易が民間貿易に切りかえられたそのこと自体で、私は進歩しているとおし上げて言ひ過ぎではなからうと思つております。同時に重ねて申し上げますが、外國商社の問題、外國銀行の問題に關しますことは、この際差控えたのであります。これが、これはどうしてもならぬのだという結論を先に言うのではないという御意見であります。さういふふうな川上委員がお考えであれば、川上委員のお立場としての御意見でありますから、私の方はそれをすなおに承つておくにとどめたいと考えております。

○川上委員 これも奇妙な答弁になつてしまつてしまつたが、さうすればさういふ点はどうか。今度の貿易のやり方になりますと、早い者勝ちということになつてゐるわけですが、大体これは先物取引をしなればならぬ。ことに食糧とかその他のものになりましたら、さういう取引になる。特に日本に必要なものは必ずさうなる。ところが現在では日本は在外支店を持つてゐるわけではありまじし、船舶が日本には十分あるわけではありまじし、海外の事情に精通してゐるわけでもありません。先物取引には資金もいゝのであります。これもないのではありません。ですからこれは必ず外國の商社でなければできぬ仕事だと私は思ひます。さういたしますと、見解の相違とか何とかいうので片づけるのでは

なくて、海外における買付はことごとく外國商社がこれをやつてしまふという形にならざるを得ないと私は思ふのですが、これは通産省ではどうお考えになりますか。

○宮嶋政府委員 信用方式によりまして、早い者勝ちの制度の運用は、為替管理委員会でおやりくださること、私の方で直接これを取扱ふわけではありませんが、お説のような弊害があつてはならぬ残念だと思ひますので、さうなふりにならないように、早い者勝ちの方法につきましても十分研究いたしたいと思ひます。たとえば早い者勝ちだからといって、朝九時に来たからそれが早いのであつて、午後三時に来たからそれが早いのであるといふような程度のことはいたしたくない。少くとも同日に受けたものは、同時にいれてこれを勘案することが、まずさしあたり考えられて来ることであります。これは為替管理委員会と連絡をいたしまして、早い者勝ちに對します弊害が絶対にないとは申し上げかねますが、きわめて縮小された範圍にとどまる。この方法にいたしたいことをお願いいたしております。なおこの点については、管理委員会の方からもお答えをいただきたと思つております。

○武内説明員 今の御質問、それから先ほどの御質問に、少し補足的に御説明をいたしたいと思ひます。担保を五〇%まで入れるということは、規定にはありますが、大体私どもの考えておりますのは、要項に書いてあります。が、大体五〇%ないし一〇%くらいに實際はなるのではないかと。要するにこの担保の制度の趣旨は、無責任に、売る先

のあてもないのに外貨の資金をとつて、さうして實際には輸入をしないので、あとでそれをほり出すというやうなことのないうにしたいという趣旨から出ておるのであります。また他方信用状のとりきめをします際には、ある程度のマージンと申しますか、私はその言葉をよく知りませんが、何かの担保があるわけでありまゝから、それとも合せて、それに使えるやうな点も考えておるわけでありまゝ。

それから外國商社が輸入を独占しはしないかというお話でありましたが、その早い者勝ちの制度と、今度の輸入方式にはそのほかに割當の制度というものも考へております。割當の制度と申しますのは、たとえば棉花などにしますならば紡績の会社、食糧にしますならばおそろく食糧庁であります。さういふところに輸入の外貨を割當てる。さういふところがしかるべき輸入商に委託する。あるいは自分で輸入するといふやうなことを考へておるわけでありまゝ。従ひまして、さういふところとの連絡その他によりましては、必ずしも外商がさういふものを独占するといふことではないのではないかと。また早い者勝ちの制度からいいますと、これは各商社平等に早い者勝ちをやるわけでありまして、その間早い者勝ちが非常にたくさん出た場合に、どういふ順序でその早い者をきめるかというやうな問題は、今政務次官の言われましたやうに、外國為替管理委員会の方できめることになつております。が、さういふ制度のありますことは、他方においてやはり需要者と申しますところとの間の連絡と申しますか、さういふと

いうようなものの方が有利になるわけでありまして、そういう点は必ずしもこの制度によつて、外商がどんなところというふうなことはないからではないか。なお早い者勝ちの場合では、一つの商社がこの公示されまし額の全部をとるといふのではなくして、あるいは五分の一までを一つの商社がとる。そういうふうな組織になつておきますので、独占というふうなことは避けられるのではないか。また先ほど申しました先物で、思惑と申しますか、それを悪用するといふようなことのないように、やはり輸入業者なら輸入業者のストックが、不当にたまるというふうなことがないようなことになる制度を、当然考へるつもりであります。それだけ補足して御説明申し上げます。

○川上委員 今御説明がありました、やはり御説明を聞きまして、これは外国の商社並びに銀行が大進出をして来て、日本の商社は必ず圧倒されるというこの御説明は当らぬと思ひます。これは非常に危険だといふことをはつきり考へながら、この法案を審議する必要があると私は思ひます。それについてちよつとお聞きしたいのですが、五〇%の担保は五〇%か一〇%になるかもしないといふことですが、これはあてにならないと思ひのであります。これをことごとく政令に譲つてしまつてあるのです。だから業者にしめても、われ／＼にしましても、それは何ほとれるかわからぬ。西ドイツの例によりますと、五〇%の保証金を納入しろといふことになつておると思ひます。そうするとこれはそうなる場合

がある。こういう重大なものをなぜあの政令にまわさなければならなかつたのか。世間ではこれは貿易に關する國家總動員法だ。こつて言つておる人さへあるのですが、どうしてこつていう重要な問題、業者の不安をかもす問題を政令でやるか。政令でやつたら何ほでもかえられる。思ひまゝにかつてにかえられてしまふ。どうしてこつていうことにするの、われ／＼の考へでは必ず臨時立法でやらなければならぬと思ふ。この点についてひとつどういふわけかお聞かせを願ひたい。

○宮崎政府委員 ただいまの管理法案のうち、通商産業省に對しまする部分についてだけお答えいたします。それは大體第六章と第七章、罰則は共通であります。さうな程度で申しますと、川上委員のお説は一應真理を持つておるものと私は思ひます。しかしながら、午前の委員会においてもちよつと申しましたが、今の國際經濟の動きといふものは、なか／＼目まぐるしいものがございまして、また日本の中の經濟の變遷といふものも、いろ／＼複雑な事情があります。そこでそのときどきのものを、きわめて迅速に處理できまするたためには、ぜひとも政令の処置を講ずるといふことが、これは現在の段階において必要なものであります。しかしながら御趣旨のような点は、われ／＼にも勘案できまするもので、通商産業省に屬しますものは、政令案をお示しいたしまして、御検討を願つておるわけでありまして、もし委員会におきまして、この政令案に掲げてありますやうなことを、本法に取入れることが妥當であるといふやうな御意見があつたといひますならば、國の最高

機關であります國會でありますので、どうぞ本案に對しまして、政令の趣旨その他を盛り上げました方法をおとりになることも、決して通商産業省に屬します範圍におきましては、異議がないのであります。それでありますから、他の政令とか命令とかいふことに對しましては、私はこゝで申し上げる立場ではありませんが、通商産業省に屬します第六章、第七章につきましましては政令案、少くとも政令の要項を示しまして、かやうなものによつて御審議願つて、本法に取入れるのが妥當である。將來相當期間これを變更しなくともいいの、だといふやうな信念のもとに、當委員會の御意見がまとまるならば、それに從うところの用意は當局として持つておるわけでありまして、

○川上委員 政令を直してもいいといふことに対する御答弁を願ひたい。○西村(久)政府委員 直す直さないは國會の自由でありまして、政府が考へておるわけではございません。○川上委員 その点は了解しました。○西村(久)政府委員 品目別によつて割当てると御了承を願ひます。○川上委員 そりすれば品目別割当はなしの、だといふふうには承ひたい。○西村(久)政府委員 金利を引下げることは、日本内における外國銀行の金利と國內における金利が非常に違つておりました、これはこの法律を適用せられて貿易が開始しますと、非常に重大問題なのであります。これは大蔵省でなければ言えぬといふ御答弁があるかもしれませんが、政府は近い將來に金利を引下げるといふことを新聞に書いておるのであります。この点についてどうお考へになつておるか、承つておきたいのであります。もし下げるとすればどのくらい下げるつもりであるか。

○西村(久)政府委員 金利を引下げる必要であることは、政府も認めておるものであります。その線に沿つて努力いたすのでありますけれども、今明日中にどれだけ下るかといふことは、明言の時期でないものであります。○川上委員 その次にお聞きしたいことは、關稅の問題であります。關稅

機関であります國會でありますので、どうぞ本案に對しまして、政令の趣旨その他を盛り上げました方法をおとりになることも、決して通商産業省に屬します範圍におきましては、異議がないのであります。それでありますから、他の政令とか命令とかいふことに對しましては、私はこゝで申し上げる立場ではありませんが、通商産業省に屬します第六章、第七章につきましましては政令案、少くとも政令の要項を示しまして、かやうなものによつて御審議願つて、本法に取入れるのが妥當である。將來相當期間これを變更しなくともいいの、だといふやうな信念のもとに、當委員會の御意見がまとまるならば、それに從うところの用意は當局として持つておるわけでありまして、

○川上委員 政令を直してもいいといふことに対する御答弁を願ひたい。○西村(久)政府委員 直す直さないは國會の自由でありまして、政府が考へておるわけではございません。○川上委員 その点は了解しました。○西村(久)政府委員 品目別によつて割当てると御了承を願ひます。○川上委員 そりすれば品目別割当はなしの、だといふふうには承ひたい。○西村(久)政府委員 金利を引下げることは、日本内における外國銀行の金利と國內における金利が非常に違つておりました、これはこの法律を適用せられて貿易が開始しますと、非常に重大問題なのであります。これは大蔵省でなければ言えぬといふ御答弁があるかもしれませんが、政府は近い將來に金利を引下げるといふことを新聞に書いておるのであります。この点についてどうお考へになつておるか、承つておきたいのであります。もし下げるとすればどのくらい下げるつもりであるか。

○西村(久)政府委員 金利を引下げる必要であることは、政府も認めておるものであります。その線に沿つて努力いたすのでありますけれども、今明日中にどれだけ下るかといふことは、明言の時期でないものであります。○川上委員 その次にお聞きしたいことは、關稅の問題であります。關稅

であります。その他の点はつきりいたしません、重ねてお尋ねがあればお答え申し上げます。

○川上委員 国会の承認を経ないとして、貿易計画というものは、かつてに閣僚審議会からそこでできてしまふ。国の産業経済計画というものは、国会でやるのでありますから、これが国会の承認を経ぬということになる、この両方が切り離される。この点についてお聞きしたい。

○西村(久)政府委員 国会の審議を要する予算でないということに、御承知おき願ひたいのであります。

○川上委員 国会の審議を要するものでない、御承知願ひたいという御答弁であります。これは非常に不親切な御答弁だと思つております。しかしここで問題をこそ／＼しておつたところで始まりませんから、私はこれでこの点は質問いたしません、もう少し親切に答弁せられる方がいいと思つてあります。

次にお聞きしたいことは、この法律は民間委員、自由貿易というふうな状態のものに行われるのであります。この実際は為替操作によつて集中する制度だと思ふ。決してこれは自由に行くのではなくて、しかもこの法律が今お聞きしますように、予算においても審議会できめてしまふ。国会の承認を経るような性質のものではない。それから多くのことは政令で／＼やるのでありますから、これは一方的に政府でやつて行くことができる。そうしてこの予算を通じて割当を握つておるのでありますから、ここが一部の人の言うておる国家総動員法だと言葉が当るのじやないかと思つております。

かようなやり方をやりますと、為替割当によつて、必ずこの仕事は大資本に集中するだらうと思ふ。これは必ず独占強化だと思ふのですが、これはどうお考えになりますか。またこの形でやりましたら、中小企業はとうてい輸出することはできないと思ふ。大会社はやるのであります。中小のものはできない。これがまた連合いたしますと、そのこともなか／＼許さぬという御方針のようではあります。できない組合その他の保護、こういうことはなさぬように聞いておるのであります。これが、これが中小企業の輸出ができるかできないか。また中小企業の資金面、こういう方面からできるかできないか。さらにその上に、この法によりますと早い者勝ちで、一人で二〇%まではできる。そうしますと、ある一定の時期に二〇%を押えたら、ある時期において貿易経済の実権を一人で握つてしまふことができます。それで貿易の全権を握ることができ、それを外国の商社がやるではないか。この点についてお考えをお聞きしたい。

○宮崎政府委員 前段の独占資本の擁護になるであらうところの企業の集中が行われるというところは、これは川上委員からたび／＼伺う御意見であります。そのまま承つておきます。それから輸出に對します何か業法というふうなものをお考えでないじやないかというところであります。これはしば／＼申し上げたように、ぜひとも輸出業者の小さいものまでも相当程度の力のものに仕上げる意味において、仮称輸出業法というものを志しておるのであります。

まして、ただいまこの点について交渉を進めておるわけであり。一時はほとんど見込みのない段階にまでなつたわけであり。また、ロトガシ構想が発表されて以来、ある意味においてこれが希望なきにあらずという状況になつております。これによつてせつかく中小企業等の輸出もでき、またこれに伴う生産も起つて参るという方に努力を傾けて参りまして、御心配のこと、できないような事態にいたした、かように考えております。なお為替予算の二〇%を独占できるではないかという御意見、この点においては二〇%が独占の弊をたらすものであるというふうな現実が到来いたしたならば、政府当局はこの程度を改めるに決してやぶさかでないことを申し上げておきます。

○川上委員 宮崎さんの答弁はいつもこういう答弁です。政府は二〇%と言いますが、二〇%がいけないければかえる。そんな無責任な話はない。今二〇%出してあるのです。これで独占になるのじやないかという話をしておるのであります。それでいなければかえるというふうな自信のない、こういう答弁ばかり官廳政務次官はいつもなされる。そうではなくて、もう少し親切な答弁をしてもらいたい。この法案は政党政派の問題ではないと思ふ。私は何も野党だからこの問題を／＼つくんだという考えで言うてゐるのではない。この法律は今後の日本の貿易と日本の産業にとつての死活の問題だと思ふので、私は聞いてゐるのです。ところが御答弁を聞いてゐると、どうもその場限りの、言い逃れさえすればよいという御答弁のようには、われ／＼

には受取れない。こういう国の死活に關する問題については、もう少し真剣に取扱ふべきだと思ひます。おそろく政府当局においても、この法律を施行したならば、こういうことになるというところからは、十分御存じだらうと思ふ。いろいろ事情はあるでしょうけれども、しかしこれは国会ですから、国会の方の意見、われ／＼の考え方というものを、いろいろな形において表示することもできれば、今のお話の通りに訂正することもできるわけ。こういう日本の貿易に關する死活の問題に對して、手練手管でいい加減にしてしまふという無責任な政治は、政府としても考えておられぬだらうと思ふ。われ／＼も考えておられぬわけですから、そうすると今の二〇%の問題にしても、中小企業は輸出できぬではないかという問題にしても、この答弁は実に無責任です。ほんとうに日本の産業を思い、眞に國の貿易を思い、日本の独立と繁榮を思ふならば、私はかような答弁はできないはずだと思ふ。もう少し親切な答弁をしていただきたい。

○宮崎政府委員 川上委員から実に意外なお言葉を承るわけでありまして、現内閣の持つてゐる政策というものは、川上委員の所屬なすつてゐる政党的御政策とは違つております。従いまして主義、主張のもとにおいて意見の相違いたしますことは、これは避けがたいことでありまして、御意見は御意見として承るよう、前々委員会において申し上げております。今二〇%の問題を取上げて極論なすつておりますが、二〇%というのはドイツでやつた例でありまして、この法律にも政令にも二〇%というものはないのであります。

す。かりに閣僚審議会が二〇%をきめたとしても、そういうことが起つたならば、これをきつと緩和するような方法をとるか、あるいは先ほど言われた通りに国会において気がついたならば、御意見等を承りたいというのであります。遺憾ながら川上さんの頭にはドイツの二〇%のことがこびりついていて、それをこの法案に移したやうな御意見だと思ひますが、決してさうなわけではございません。ただいま二〇%ときめたわけではございません。もしそうきめたならば、独占になるのではないかという御意見ですから、その御意見はごもつともだと思ひまして、もしさうな弊に陥るならば、これを直して行く用意があるということ、きつめて親切丁寧な答弁をしてゐるわけですから、私は申し上げようがなくなるので、お許しをいただきたいと思ひます。

○川上委員 それは三百代言の言うこととです。二〇%ならばどうかと私は聞いてゐるのです。第二番目には、それでは中小企業は輸出できぬじやありませんかということを聞いてゐる。それで中小企業の輸出に關する組合に對して、何か保護を通過省で考へてゐるかということを開いてゐるのです。

第三には、為替の割当が資金面、資材面において、必ず大資本に集中することになります。そうすると独占企業の強化になります。これをどうお考えになるかというのを聞いてゐるんです。第四番目には、今まで私の質問した全体を通じてみて、これでは貿易の全

た。かりに閣僚審議会が二〇%をきめたとしても、そういうことが起つたならば、これをきつと緩和するような方法をとるか、あるいは先ほど言われた通りに国会において気がついたならば、御意見等を承りたいというのであります。遺憾ながら川上さんの頭にはドイツの二〇%のことがこびりついていて、それをこの法案に移したやうな御意見だと思ひますが、決してさうなわけではございません。ただいま二〇%ときめたわけではございません。もしそうきめたならば、独占になるのではないかという御意見ですから、その御意見はごもつともだと思ひまして、もしさうな弊に陥るならば、これを直して行く用意があるということ、きつめて親切丁寧な答弁をしてゐるわけですから、私は申し上げようがなくなるので、お許しをいただきたいと思ひます。

○川上委員 それは三百代言の言うこととです。二〇%ならばどうかと私は聞いてゐるのです。第二番目には、それでは中小企業は輸出できぬじやありませんかということを聞いてゐる。それで中小企業の輸出に關する組合に對して、何か保護を通過省で考へてゐるかということを開いてゐるのです。

第三には、為替の割当が資金面、資材面において、必ず大資本に集中することになります。そうすると独占企業の強化になります。これをどうお考えになるかというのを聞いてゐるんです。第四番目には、今まで私の質問した全体を通じてみて、これでは貿易の全

○宮城府委員 今並べました一から四までのことは、すでにお答えしたことであります。特に外国商社に圧迫されて、日本の商社は成立しないじやないかというようなことについては、特に事務的に通商局長からも御説明しております。つまり輸入の問題につきましては、国内の需給関係を最もよく知っている者が、輸入に対する一つの構想ができるのであつて、この国内の事情をよく知る者は、かえつて外国の商社よりも日本商社の方が早いじやないかと、少くとも日本人的な意識から言つてもそう考えたいのであります。そういう意味におきまして、早い者勝ちの先着争いにおきまして、日本商社がそんなに遅れをとるものではありません。しかもそれを二〇%ときめたという発表は、あるいは為替管理委員会の委員長が説明したときに申し上げたのかも知れませんが、通産省としてはまだそういうものは仮定の事実であります。しかしながら二〇%ということが話題に上つたならば、独占になれないかという御意見でありますから、もしそれがなるとしたならば、考なければならぬということを申し上げたのであります。この点ぜひ御了承願いたいと思います。第一と第二はすでにお答え済みだと考えているということを申し上げておきます。

い。金利の問題があり、情報網の問題があり、資金の問題があり、日本の商社は外商に比して持つておらぬのだ。先物買いもしなければならぬのだ。資金もないのだ。こういうような客観的な条件がある場合に、外商に掌握せられはしませんかということを、私は客観的に問うているのだが、これにお答えにならないで、日本の商品は日本の商人が知っているから、一向さしつかえないというような御答弁である。これでは答弁にならぬ。私の聞いているのはそうじゃない。これはあなたがいないでもない。局長さんの方からでもけつこうですか、具体的に、私の言うていることが間違ひならば間違ひだとか、あるいはそういう心配はないのだということを聞かしてもらいたいのだ。どうも宮幡さんの御答弁は、八百長のような答弁でお話にならぬ。だから局長からひとつこの点をはつきりと聞かしてもらいたい。

て、一方においては割当制度で需要者に割当ててゐる。これは食糧とか、綿花とか、あるいは塩であるとか、そういう相当大きなものは、おそらくすべて割当制度になると思います。そうしますれば、そういう需要者の中で、外商に頼む方が安いというようなことから、外商に頼む方が出て来るかもしれません。日本の輸入業者も相当過去の経験もありますし、今度は輸入計画も発

またこれは先ほど申し上げたことの繰返しになりますが、早い者勝ちの場合にいたしまして、私の説明が先ほど二〇%にきめたのだというように響いたとしますれば、訂正を申し上げなければならぬのでありますが、物資により、あるいは五%に切ることもあるかもしれません。あるいは二〇%に切るかもしれません。その場合に、早く今の申入れをする。そうして割当を受ける。この場合にはふだんからその物資の売行きと申しますか、輸入したあとの取引については、やはり日本の商社は、外国の商社よりも相当有利な点も多々あるわけであります。また早い者勝ちでありますから、必ずしも外国の商社が先に登記するというわけではないのであります。自信があればどんどん申し入れれば、大体において先着順によつてとつて行く。そういうことになるのでありますから、御指摘のような、外商はすべて独占的ではない

○川上委員 この点を私は少しつこいようですが、どうしても聞きたいのです。外国の商社が外国の金利で日本で貿易をやるということになりますと、ニューヨーク、ロンドンの金利でやられるということになつても、日本は競争ができると思ひになりますか。この点をお聞きしたい。

○山本政府委員 外国の銀行がこの貿易金融をやるという場合に、今日は御

うことが問題になるわけであります。外国銀行が国内で預金を取扱う。日本側銀行と同じように預金を扱うということも、外国銀行が円を調達する一つの道であります。また日本銀行その他の金融機関から借り入れるということも、一つの道でありましようが、今 bodies 考えられている方法は、外国の銀行は預金をとるにいたしても、店舗をほとんど持たない。東京、大阪ぐらゐに持つてゐるくらいでありますから、預金は問題にならない。従つて外貨を持つて来て、これを元手に円を調達するということが普通であり、かつ現在そう考えられてゐるのであります。その場合に外国銀行が外貨を持つて来るのとすると、その外貨に対する金利は、たとえばニューヨークなら一分半ぐらゐ、あるいはロンドンなら一%以下といふような安い金であります。これを日本へ持つて来て、一ドル三百六十円でかえると、外国銀行は円ができるわ

いう場合に、さきに外貨を日本側へ索
 つた場合と同じレート、すなわち三百
 六十円である場合は、つまり外国銀行
 はニューヨークの金利を使い、ロンド
 ンの金利を使う。つまりニューヨーク
 ク、ロンドン金利で日本の円が調達で
 きることになるわけでありまして
 が、そうしますと、日本側の銀行と対
 等にならない。日本側銀行が円をど
 して調達するかといえば、申すまでも

やり方が、この直売り先買い、すなわち今な
とえば一万ドル持つて来て、三百六十
十円で仕切れば、三百六十万円の資金
ができます。これを三箇月後にまた外
国銀行は買いもどすわけでありませ
が、そのときには三百六十万円の円を
渡しても、前の一万ドルを返さない
で、もつと高いレートで売ります。す
その中に金利を織り込むことになつて
いるわけでありませ。すなわち外国銀
行は、一ドルを単位として見ますと、
今一ドル持つて来て三百六十円の金
を得る。三箇月後にはたとえば三百六
三円、外国銀行が日本側へ納めなけれ
ば、一ドルを取返せない。その中には
金利というものを織り込むわけであり
ます。そこで日本側の金利が何である
かということは、いろいろ金利がある
りまして、むずかしい問題であります
す。銀行の貸付金利もあれば、あるい

ります。いろいろな金利があります。日本側の金利の基準は一体何ぞや、ということが非常にむずかしい問題であります。今日内外の金利があまりにも開いておりますので、日本側の貸付金利、すなわち一割近いような金利をそこに盛り込むということは妥当ではない。かつまた日本が国際経済に参加して行く上には、物価の点、あらゆる点で、なるべく国際的さや寄せしな

くてはならぬということが問題になりますので、その場合にもなるべく低い金利というのを考え、そうしてひいては日本の金利一般をさういうふうには誘導して行くというようにしなくてはならぬと思うのであります。すなわちこれを簡単に要約しますと、外国銀行はニューヨーク、ロンドンの金利では仕事をしないのであります。先ほど申しました直売り先買という操作の中に、日本側の金利が織り込まれるわけでありまして、日本側の金利と外国の金利との差額を、その直売りのときの相場と先買のときの相場の織り込むことになりまして、外国の銀行がニューヨークあるいはロンドンの金利で仕事をしないのは外国に対して日本の銀行が貸す場合は、特別飛び離れた安い金利で貸すということではないようにして行く方針でありまして、これはもう当然であります。でありますから金利の問題につきましては、先ほどお尋ねのような外国側銀行が、ロンドン、ニューヨークの金利で仕事をしない。日本側銀行は全然これと競争できないというようなことはないものと考えております。

○川上委員 ただいまの御答弁は、実際答弁らしい答弁だと思ふ。こういう答弁をしてもらいたい。何もここははつたりを言うて済ますところではないと思う。ただいまの答弁は、答弁の限りにおいては非常に明快で、外銀が円資金を調達する場合に、日本の金利を織り込むから、それで外国と日本との金利についてはさや寄せができるのだという御答弁、ごもつともです。おそらくこれは、さつきもありましたように、預金の問題、日銀が貸す問題、

為替買ひもどしの問題があると思う。しかしながらこれを織り込みまして、日本銀行の最低割引歩合、これが一銭四厘だと思ふのであります。これは年五分になります。これ以下にすることは私はできぬだろうと思ふ。やはりこれは外国銀行と日本銀行との開きというものを、完全にとめることはできない。それ以上の金利を織り込むことはできません。これは不可能だ。必ずさうだ。最低割引歩合以下に下げるとは、私はできぬと思ふ。やはり金利の差は残ると思ふのであります。この点はいかがですか。

○山本政府委員 ただいま申しました直売り先買ひに、いかなる金利を日本のものとして織り込むかということ、は、まだ方針がきまつておりません。しかしかりにその場合に日本銀行の最低金利、すなわち一銭四厘の割引歩合を適用するとして、大体五分五厘になります。そうしてかりにニューヨークの金利が一分五厘といたしますと、その五分五厘と一分五厘とのさや、すなわち四分というものを先ほど申しました直売り先買ひの中へ盛り込むことになる。それで日本側銀行は、それでは日銀の最低割引歩合に浴し得られるかという問題であります。日本側銀行が貿易金融をする場合に、その資金のソースは、言うまでもなく預金か主でありまして、またその足りないところ、日銀から借り入れるわけでありまして、その日銀から借り入れる場合に、輸出で申しますれば、外貨のL/Cの来ている、信用状の来ている手形につきましては、日本銀行は一銭四厘の最低割引歩合をもつて割引しているものであります。でありますから

日本側銀行が、日銀の借入れ一銭四厘の再割で行く限り、外銀と同一ファッティンクになるわけでありまして、先ほど申しましたように、日銀の最低金利を基準として直売り先買ひの金利に盛り込むかどうかというところは、まだ決定しておりません。今後研究の上きめらるべき問題だと思ひます。

○川上委員 この点については非常に明決な御答弁がありましたから、私はこの点はもうこれで質問いたしません。この際私の言いたいことは、日本の金利と外国の金利と、ちつとも差のないように、必ずすべきではないからというところだけ、私はここで言つておきたいと思ふ。こういうことは政府にはおありにならぬのだということを言つておきたい。これがどうなるかということ、は、歴史がおそらくきめてくれるだろうと思ふ。

最後にもう一つ聞いておきたいのであります。先ほどの御答弁によると、外国で外国商品の競争を妨害するやうな、それはどの値段であれば、これはダンピングだというように、この法案では取扱う、こういう御答弁であつた。ところが輸出品等の取締り法によりまして、さうなつておられない。日本の国内の価格、こういうものより、あの時分の説明なり精神は、これより安い場合にはダンピングとしてやる。これはあたりまえだと思ふ。そうしませんが必ずしもソシヤル・ダンピングになる。そこでお聞きしたいことは、先の御説明では、外国との競争で不当な競争ができぬやうなことが証明せられた場合には、これはダンピングとして取扱わぬということであつたのですが、これ

は先に申し上げた取締り法の精神と反することが一つ、いま一つは、さうなことをいたしたならば、必ず外貨にたたかれてしまふ。現在の日本の状態では、ダンピングをしなければ輸出はできぬ状態になつておる。また事実ダンピングをやつておる。労働基準法は守られておる。また非常な賃金遅延配等があつて、ソシヤル・ダンピングの現状の状態が出てくる。イギリスにいたしても、今度の日英協定の場でも、ダンピングについては非常に深い関心を持つておる。諸外国がこれを持つておるのである。これはフロア・プライスの改訂の時分にも、ダンピングという問題で諸外国が非常に関心を持つておつた。ところがこれは実際ダンピングができることになつてしまふ。というのは、必ず外貨にたたかれますから、そうすればダンピングをしなければ実際売れない、販売もできない。またダンピングをしてもいいという規則になつておる。証明しさえすればいいのですから、これではいよいよダンピングになる。国際的の反響を受けることは明らかであります。この点について通産省はどうお考えになつておりますか。

これを最後にお聞きしたい。○宮崎政府委員 川上委員から答弁を回避されたようでありますから、しばらく黙つておりましたが……

○川上委員 少しは言わなければさびしいのだ。○宮崎政府委員 そうかもしれません。おつしやることは通商産業委員会ですらで参りましたので、結論は大体こちらでわかつておるのです。従つて繰返して言うことは非常に煩瑣だと思

ひまして——しかし最後のお尋ねに對してお答えいたしておきます。一つの目安は、先ほど申し上げましたように外国の仕向地におきますところの不正な競争を禁止する。その法令に抵触しないものであるというものの証明によつて立証するのだ。それをもつて一応目安としておる。検査法の方にあります。国内価格とかあるいは生産コストというものと見合つておる。そこに本法の中に制定されております通商産業大臣の戒告の規定があります。かりに証明が参りましたも、これは国際的に波紋を起すやうな価格であり、状況であるといひますならば、これに對して通商産業大臣は戒告を與えまして、なお戒告に服さなかつた場合におきましては、一定の期間、一年間を区切りましての間、その業者の輸出をさしとめるというやうな手続もできておる。もちろん業者としましては、これに對して訴えもできる。かような形になつておりますから、運用の面におきまして御心配のやうな点はぜひ是正して参りたいことを申し上げておきます。

○川上委員 これで終ります。ダンピングについて、繊維その他の滞貨がたぐさんありますが、この滞貨を過去六箇月間の同種類の商品の引合ひ値段の平均の二分の一で、外国へ出そうという考えがあるというのをうわさして聞いておりますが、かようなことがあるのであるかないのであるか、これが一つ、いま一つは、この法の施行によりまして、従来の融資順位をおかえになる考えがありますかありませんか。この二点をお尋ねして私の質問を一応打ち切ります。

○宮幡政府委員 ただいまのお尋ねであります。その二分の一に切下げて輸出する。さような措置をとつたこともなければ、現在そういうことは通産省としては知っておりませんでございす。どうぞ御了承願います。

○川上委員 もう一つ融資順位の問題があります。

○宮幡政府委員 あの貿易金融の融資順位ですか。その公団の滞貨に対する融資順位という意味ですか。

○川上委員 そうじゃなくて、貿易中心になりますから、全体の融資順位をいかなければ、とても融資できはしないでしょう。

○宮幡政府委員 それば先刻予算委員会において大蔵大臣から答弁してあります通り、大蔵省の担当でありまして、通産省としても融資順位を変更いたしまして、適切にやつてもらいたい。ことに第六国会に提案を予想されております綿業統制法においては、従来の融資順位を繰り込んだものでありまして、これで一層はつきりした融資順位がきめられることと思っております。少くとも今まで輸出の面に携わつておりました、丙であつたものを乙に上げる。こういう措置は適切に行わなければならぬと思ひますが、この具体的な問題については、大蔵省からお聞き願つた方がよろしいのではないかと思います。

○多田委員 長代理 次は通産委員前田正男君。

○前田(正)委員 この提案されました法案及びその他の参考資料につきまして、私自身はなほ未熟のせいか、手続その他取扱いがどうなつておるか、どうも不明瞭なところがたくさんありますので、私の意見を申し述べます。どうか、どういふようにして取扱つて行くのかという御説明を、よくひとつお願いしたいと思ひます。

まず第一に、この外国為替予算を關係の審議會でおつくりになるようでありまして、これはさつそく十二月一日及び一月一日から、この法案が通りましたならば適用されることになるのであります。が、本年度予算及び来年度予算等とにらみ合せまして、これは早急にできる可能性のあるものであるか。十二月一日あるいは一月一日実施の前、何箇月ほど前にこれは発表されて決定されるものであるかというところから、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○谷林政府委員 お答えいたします。輸入の方はこの法案の御説明の中にも申し上げたように、一月一日から実行されることになるのであります。さつそくそのときから実行できるように四半期の計画を立て、外貨の割当もしなければなりません。この話が起りましてからすぐにも、もちろんその前からは、安定本部でやつております。この構想を取入れたものを、さつそく一箇月前ぐらいからとりかかまして、そして予定では十一月の終りごろまでにそれを完成いたしまして、もしもこの規定によります關係審議會がすぐに出れば、でき次第すぐそこにかけて、来年度の一月一日から間に合せるようになつております。万一間係審議會の方の準備がやや遅れましたら、その間の準備をいたしましては、スキップの方とあらかじめ相談いたしま

して、關係審議會でできましたものを、スキップで見える順位をややえまして、もう少し深入りした準備をいたしまして、それができ次第關係審議會を通して実行に移したい。つまり一月一日からの間に合せたい。こう思つております。

○前田(正)委員 今度の法案の過渡的なものにつきましては、今の御説明でわかりました。将来この法律は後にまた改訂するに相なつておりますけれども、しかしながらこれを原則としていたしましては、大体この公表される時期というものは、もちろん内閣の予算の編成の決定、あるいは国会において予算の審議の終了後においてのことになるかどうかわかりませんが、その方の大体いつごろの基準において、あるいはまた予算の審議の終了した、国会の意思を尊重した上で発表するものであるかどうか。そういう原則的な公表をする時期についてお考えになつておるかどうか。それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○谷林政府委員 これは実は絶えず輸入はかわつて来るものでありまして、その情勢を一番近くまで織り入れてかゝて行きたい。こう思つておりますので、非常に前広にこれを発表するといふようなことはむしろ避け、なるべく近い時期においてこれを発表した方がよいのではないか。たとえば一月、三月はとりあへず一月前に発表する。それから四月からその次の三箇月というのは、もちろん準備に少しかかると思ひますけれども、相当近くなつて発表されるのではないかと、こう思つております。ただ発表のいろ／＼な操作によりまして、すぐ翌日とか、あるいは一

週間あとにやらなければならぬことを、あまりに間近にやるといふようなことは考えものでありますので、その辺のところはいろ／＼実情を織り込みましてやります。何箇月も前に発表するといふことは、むしろやらない方がいいのではないかと。ただ時期その他は、關係審議會がこれを決定することになつております。私としてはそう考へております。

○前田(正)委員 今のお話のように、近くに発表するといふことになりまして、特にそのうちの輸入につきまして、非常に問題があるものであります。買ひました品物を国内の商社がさばくわけでありまして、それにはもちろん国内において、いろ／＼と輸入の品物を需要する時期がありまして、またこれを買ひ付けますにも、有利な値段で買ひ付けられるときに、これを入れないければならぬといふこともありまして、大体貿易をおやりになつておるところは、少くとも半年あるいは一年前から、輸入される品物の買付の時期、あるいは場所等について、いろ／＼と研究をしなければならぬと私は思つてあります。従いまして事前にすぐ発表されたのでは、取引がでないののであります。あらかじめの豫想のもとに商売の照会とか、ただオッファをとりかわすといふことでありますれば、これは別でありまして、こういうふうなわくが公表されるということになります。どうしても事前に発表してもらわれないと、輸入商社がこれをさばくのに困るのではないかと私は思ふのであります。御承知のように輸入補給金その他いろ／＼割当制のものが、予算の方に盛られておるわけでありま

すが、その他のものにつきましては、これは大体国家の物資需給調整年度計画といふものを、毎年初めにお出しになると思ふのであります。早く入れられるものにつきましては、年度計画でおやりになればいいし、割当制のものにつきましては、補給金その他、そういうものの需給計画でおわかりになるわけでありまして、大体年度の予算が国会で通過いたしました直後におきましては、一年分ぐらいの外国物の輸入の公表ができると私は存することになります。またこれができないことと思ふのであります。これらにつきましてひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○谷林政府委員 ただいまある商品については相当前広にやる方が、實際売りさばく上にも必要であるし、業者もその必要を痛感するだろうという御説明がありましたが、これはごもつともでありまして、私先ほどあまり期間を置かないで発表した方がいだらうと申し上げたのは、大体の品物について申し上げたのであつて、その中の個々の品物については、あるいはその時期、それから一時期に買つた方がいいとか、あるいはわけて買つた方がいいとか、いろ／＼その商品によつて種類があるわけでありまして、そういう性質のものにつきましては、もちろんお説のようにとりはからう方が至当であると思ふのであります。

それから第二に、一年間のプログラムは大体わかるだらうから、これを発表したらどうかというふうな御意見がありました。これは現在輸入のいろ／＼な計画をしておる際におきまし

て、全部を日本の勘定で入れるというわけには行きませんが、相当な部分がアメリカの援助資金によつてまかなわれております関係上、一年間の輸入計画を全部発表するというようなことはできないのであります。それと一つは、ただいま申し上げましたように、外貨資金というものを自分の勘定、つまり日本の勘定でまかなつて行く上におきましては、やはり輸出というものを絶えず見なければなりません。輸出が見て行かないという場合には、輸出が計画通り行かないというような場合に、そこにも資金の不足が起ることを考える場合には、やはり四半期ごとに区切つて、実際の輸出入の外貨割当、外貨予算というものを考へて行くのが、今の状態においてやり得る一番いい方法ではないか。こう考へておきまして、やはり四半期別の計画を発表するというような方法になることと思つております。

とのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

きに特別な事情が起つて、今注文しなければ向うになくなり、そのためにチャンスを見失ふもの、こういう特殊なものもときにはあるかと思ひますが、大体において各貿易商社は、一週間後に注文を發して商取引に入り得るような態勢になつてゐると思ひますから、その点は一応さしつかえないと考へておきます。それから受ける方が自己の責任において輸入する以上は、横に政府勘定というか、今の援助資金で物が入つて来ると困るわけでありまして、その点、ほかにも同様の商品でそういうことがあつたという場合には、適当な方法で業者にもわかるようにすることが至当だと考へておきます。

国内の物資の需給状態及び価格の点に、相当問題が起つて来ると思ふのであります。もちろんまず第一の問題のにつきましても、当然輸入されたいものの金額及び物資の統制というものが、撤廃されるものと期待してあります。また現在撤廃されたもの、あるいは公定価格のないものに對して、こういうことがとられるのではないかと考へておきますが、その点につきましても政府の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

と考へておきます。

〇前田(正)委員 四半期別の発表でも多少先のことはわかるはずであります。御承知のことと思ひますが、現在はめくら貿易でありまして、日本の商社は外国から通信その他の方法によつて、いろいろな情報を集めなければならぬが、それを集めますのに相当の時間がかかります。また船も、将来は日本の船を使ふかもしれないが、今は私たちの希望通りに船腹が獲得できるわけではありせんから、相当の期間を要すると思ひますので、三月ぐらい前の公表では、とても買付の手配ができないのではないかと考へるのであります。これが間に合ふかどうかというこ

〇谷林政府委員 ただいま、三箇月ぐらいで商社として實際輸入をするのに十分かというお話がありました。特殊な品物を除きましては、それだけ前にアドバンスがあれば、取引をしても十分であると思ひます。もちろん御承知と思ひますが、實際商取引をやつておられます方は、大体その専門の仕事がありまして、海外においてもその専門の關係店があるわけでありまして、そこ常に通信を往復いたしまして、絶えずいろいろな物の値段、あるいは数量について關係をつけておるわけでありまして、それで、たとえば向うへ注文しても、製作によほど時間がかかるといふようなもの、あるいはあると

〇前田(正)委員 私の質問の第一の点に對しまして、三箇月で適當であるといふような御意見であります。なるほど正常の商売のときは、新しく常に情報を得ておるからできますけれども、こういうふうに公表してやるということになる、そこに政府の意思が作用して来るのでありまして、通常の貿易を、ふんだんに集めておりました情報だけでは、十分にやりにくいと私は思ひます。しかし現在の日本に許されず民間貿易というものが、こういう範圍でやらなければならぬといふこととあれば、しかたがないのであります。この辺はなるべくひとつ今後の折衝に御盡力を願ひたい。私どもの考へるところでは、三箇月ばかりでなくして、半年あるいは一年前から大体予算ができますから、予算のできました後におきましては、大体公表ができるように御盡力をお願いしたいと思ひます。

〇西村(久)政府委員 今の御質問の中で、国内の価格と不つり合ひを来すといふような場合に、統制をはずして行くかどうかというお話であります。が、統制をはずすことは私どもの大体の方針としたところでありまして、それに關係せずして、はたして行くつもりであります。なおまた摩擦を生ずるような統制物資につきましては、個々の物資につきましては緩和いたしました。御希望に沿うような方針をとりたいと思ひます。

〇武内説明員 その点も研究いたしておるのですが、大体においてそういうファーム・オフアーと申しますか、契約と申します。そういうものをつけて、早い者勝ちに銀行に持つて行くといふことは、やらないといふことになるだらうと思ひます。つまり為替資金をとつてから契約を確定するといふことで、さしつかえないだらうと考へておきます。

〇前田(正)委員 為替の承認を受けて、それから契約をして、外貨を獲得

〇武内説明員 まだこの点は研究中であります。確定はいたしておきませんが、大体を申し上げますと、米、大豆、他主食、油脂、石油關係、原綿、飼料、石炭、燐鉱石、塩、まだ幾つかあ

〇前田(正)委員 これは私も新聞で得た情報でありまして、正確な情報とは申し上げられませんが、ローガンの構想によりまして、この割当制に残ると思はれるものは、ごく少数のものにしたいといふようなことが、新聞に記載されておつたように思ふのであります。ところがただいまの構想では、それが多量に思ふのであります。これは極力縮めていただくようにしていただきたいと思います。この辺につきましても、いろいろと折衝の余地もあると思ひますので、できるだけ割当制に残るものを少くするようにしていただきたいといふことを切に希望いたします。

次に、為替の問題につきましてお尋ねいたしたのであります。輸入為替の銀行の承認を受けるに必要な書類があるわけであると思ふのであります。が、これには買ひつけたという証明の書類でも何か貼附してやるのですか。ただ輸入を希望したいといふことでやるのですか。その辺をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

〇武内説明員 為替の承認を受けて、それから契約をして、外貨を獲得

して、信用状を開くという順序になるのですか。買付をする順序をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○武内説明員 大体その通り考えております。

○前田(正)委員 そうすると問題は、民間貿易になりまして、日本人側が外貨を獲得するということが、及び信用状を開くということに対しては、根本的な了解は得てあるわけでございませうか。向うはB.L.引きかえに代金を落すと思いますが、信用を取付すること、外貨を取付することは、根本的な了解がこの法案のどこにあるのですか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

○奥村(竹)政府委員 その点につきましては、あらかじめの予算で発表した外貨につきましては、外国為替管理委員会の方でそれだけの外貨を持つているものを予算の総額にしておきまして、その予算の範囲内で輸入為替の許可をとつた者に対しては、外国為替管理委員会の方でそれだけの外貨を持つておりますから、その輸入為替許可に基いて銀行が発行した信用状につきましては、その信用状の条件通り先方の輸出業者が船積みをしたした場合に、その信用状は、日本へ到着いたしましたときに必ず外貨で拂うという点については、十分了解を持つております。

○前田(正)委員 それはこの法案のどこにうたつてあるのですか。明文がある、あるいはなくても、そういうことができるのか。それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○奥村(竹)政府委員 その点は法文にはうたつてございせんが、外貨予算が閣議審議会で決定いたします場合に十分

検討いたしましたして、それだけの外貨はわが方にあるというところを十分確かめていたすわけでございます。法文上には外貨予算というところに出ていないわけでありませう。

○前田(正)委員 そういたしますと、日本人が信用状を開くときにあたつては、外貨を取付したものとしたいわけですか。現在日本人の外貨の取得は、優先外貨以外にはできないということになつてゐるわけでありませうが、一応信用状を開くときは、外貨を取付したということにしたいわけですか。その点は法律上には問題はないのかどうか。この点をお聞かせ願いたいと思います。

○山本政府委員 それらのことは銀行のオペレーションに属することでありまして、法律の中にはうたつておりません。法律の中には、ただ外国為替予算というものがあつただけであります。その予算の範囲内において先ほど申しましたように、あるものは公表し、その範囲内で早い者勝ちで銀行にアプライするということになります。銀行にやたらなもの、信用のないものがただ承認を得ておくためにやるということを防ぐためには、その輸入申請者がある程度の金を積む。これは大体五〇%以下と考えられておりますが、輸入金額の五割以内の範囲において金を積ませる。そしてやたらに信用のないもの、金のないものが輸入しようとするのを防止しようと考えているわけでありませうが、その金を積みましたものは、

むろん信用のある業者は、銀行がそういうものを要求しないかもしれませう。そのものに対しては外国為替などが割当てられる。こういうことになるわけでありませう。

○前田(正)委員 そこで委託加工とか、あるいは協定貿易とか、求償的な輸入をもとにして輸出するとか、いろいろの方法があると思うのであります。そういうことは為替はどこで定められるのか、品物別に定められるのか、あるいは商社の申請ごとに定めるのか、あるいは全体としてバーター契約にするとか、あるいはこういうものは委託加工にするとか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○武内説明員 今のお尋ねのバーターであるとか、委託加工、こういうものはむしろ外国為替予算の範囲外と考へた方がよいのではないかというふうな考へるわけでありませう。そういうものにつきましては、通産大臣が個別的にその申請を審査しまして、適当と認めたときには許可をする。こういうことになつております。

○前田(正)委員 そうすると、それは現在の外国為替予算とは別ということになります。全体の見込みの計画を通産大臣及び政府その他で決めて、最初にこういうものは委託加工であるとか、あるいはこういう品物別にバーター契約にするというふうにするのですか。個々の取引ごとにこれを申請してやるのであります。それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○武内説明員 今のあとのお話の通りであります。

○前田(正)委員 そうすると、そういうふうな個々の取引に基いて、バーター契約あるいは委託加工契約を認めて行こうという方針になりますと、実は先ほどの外国為替の場合であります

が、この場合においても、当然このコンマシーシャル・フアンドを利用して入つたものについても、本来の商取引の習慣から行くと、輸出して獲得した外貨を、昔でいうとイヤ・マークです。そういうものを利用して、優先的に輸入の外貨をそこへまわしてやるというように、先着順というふうな考へ方でやるべきでなくて、実績があるものによつて、この外国為替自身も優先的に利用されるというふうに行き方ないかと私は思ふのであります。そういうことは可能性があるのかどうか、伺いたいと思います。

○武内説明員 今のような、過去の実績によつて、割当制度以外の輸入について、為替をそういう意味で割当てて行こうということは、考へておりませう。

○前田(正)委員 為替管理が残りますから、こういうふうな外国為替銀行においての割当ということになります。が、しかしこれはやむを得ずの処置でありまして、本来ならば自由為替ということになります。自分が輸出したものは、自分の外貨として輸入するものが建前でありまして、それがほんとうの貿易であると思ひます。この運用は現在のところ輸出した見返りに輸入をするというふうな、自分が獲得した外貨をもつて輸入するというようなことは全然関係なしに、輸入は輸入で先着順でやるということになつておりますが、実はやはり貿易の慣習から見まして、私は自分の輸出したものに対してのわくは、なるべく優先的に輸入をさしてやるというふうな、その為替自身にイヤ・マークでもできましたなら

ば、そういうふうな処置でもとつて、輸出入の貿易をお互いにやれるというふうにしてやつて、初めて貿易商社自身の仕事もできると思ふのであります。自分が一生懸命になつて輸出して、コンマシーシャル・フアンドとして獲得した外貨を、非常に要領よくうまくやつた人間が、輸入にどん／＼使つてしまふということでは、本来の外貨獲得の精神とも反するやうにわれ／＼は感ずるのであります。現在は自由為替の時代ではありませんから、やむを得ませんが、しかしながら外国為替管理ということをやりまして、そういうイヤ・マークその他の特別の処置によつて、そういうふうな処置も講じられるのじやないかと思ひますので、こういう方面に対してもひとつ研究してみられたらどうか。全然そういうことは研究する見込みのないものであるか。こういうことについてお聞かせ願いたいと思います。

○山本政府委員 そういう趣旨、すなわち輸出したものに優先的な権利を與え、そして輸出を奨励するという趣旨で、去年六月二十五日でしたか、優先外貨使用制度というものができました。御承知の通り、商品によつて輸出代金の三〇、一〇%というものを、その輸出業者が使用し得るやうになつてゐるのであります。しかし輸出と輸入とは必ずしも同一人がするわけではございせん。ある人は輸出だけする、ある人は輸入だけする、あるいはある人は輸入だけする、あるいはある人は輸出だけする、あるいはある人は輸入と輸出の両方をする、そういう場合に、輸出したものがその外貨を自由に使えるということになります。自分で輸入しない場合には、これを他の輸入業者に売るといふことになります。そう

するとそこにとりしても為替のやみ相場といふものができます。この制度は、去る夏、めくら貿易を開閉するたに、その輸出優先外貨は、主として海外渡航、市場視察のために使う目的でできたのであります。これはドイツでもやつた制度でありまして、ドイツでは去る二月にそれをやめました。いろいろな理由がありましたが、やはり一つは為替のやみができたというこによるものと思ふのであります。將來為替が自由になりますれば、むしろ輸出した人がその代金を自由に処分し得るわけでありまして、今日の場合には先ほど申しましたように、ごく小範囲、めくら貿易を開閉するためにやられてゐるのであります。その程度以上にはこの制度を拡大することは、かえつて弊害があるように思ふのであります。

○前田(正)委員 いろいろと事情があるようでありまして、為替管理をやる以上は、いち／＼とやみ等が起るのやむを得ないと思ひますが、輸出入をするのが大抵貿易商社の原則であると思ひますので、優先外貨制度もあるものであります。なるべくひとつその辺については運用においていろいろ考慮していただき、あるいは今後の折衝において、そういう道を開かれるようにしてやつていただきたいと思ひます。

次に、こういうふうな民間輸入を許されるようになりますと、現在のところは、向うの積出港渡しに値段とか、CIFとか、いろいろ建値があるようであります。それは輸出の場合においても、CIFとかFOBとかあると思ひますが、こういうふうな民間貿易あ

るいは輸出貿易といふものが、当然自由にするにせよ、建値につきましては現在の制限といふものはなくなりまして、自分のすべきでなれば、FOB、CIFが自由になるべきであらうと思ひますが、そういうふうな政府は折衝中であるといふに、通商産業委員会でもお話があつたように思ひますが、今度の法案が十二月一日及び一月一日の施行と同時に、建値の自由といふことは実現できるのか。これにつきましてひとつ御回答をお願いしたいと思ひます。

○奥村(竹)政府委員 ただいまのDIFの問題につきましては、去る五月からこれを實現したいと思ひまして、いろいろ折衝しておるわけでありまして、その問題の中心は、要するに外貨建の船賃なり、保険料を、日本の輸出入業者が円で支拂い得るといふ点でありまして、円をドルなりポンドに交換するといふ点について、むづかしい問題があつたのであります。今御説のように十二月一日から輸出を原則として自由にするためには、どうしてもそれは実施しなければ、輸出が円滑に行かないのであります。先般来折衝いたした結果、ただいまのところでは十二月一日からCIFを大体実施し得る予定であります。これは正しいオーブン・アカウントの国々に対しては、運賃なり、保険料は、わが国の貿易外輸入に相当するものになりまして、わが国の外貨の支出になるので、これは一般の輸入と同時に一月一日までに実施は困難かと考えております。

○前田(正)委員 政府の非常な御盡力によりまして、かねて交渉中のものが実現する見込みが立つたことは、われ

われ一般の民間の者といつたしましては、非常に喜びとするところと思ひますが、今のお話で輸出のCIFのお話でございまして、輸入につきましても自由になるか。FOB、CIFともに自由な建値ができるか。この点について承りたいと思ひます。

○奥村(竹)政府委員 ちよつと今の最後のところを聞き漏しました。……
○前田(正)委員 輸入につきましては、一月一日から、FOB、CIFですべきな建値がとれるかといふことをお答え願ひたい。
○奥村(竹)政府委員 大体そういうふうにするに話を進める予定であります。大体そういうふうになると予定しております。

○前田(正)委員 ぜひこれは今回の法の精神から行きました。輸出入ともに建値は自由になることについて、さらに一段の御盡力を願ひたいと思ひます。つきましては、それに伴ひまして税関の問題が相当出て来ると思ふのであります。今回のこの為替の問題に伴ひまして、日本の税関につきましてもいろいろな税率その他につきまして、現在のところ検討されておられるかどうか。あるいはまた成果があるのかどうか。これにつきましても御説明をひとつ願ひたいと思ひます。

整理、その他があるかも知れないといふことを言つておられたのであります。が、あつたことをやるかやらぬかといふことについては、不明瞭な御答弁のように思つたのであります。当然輸出の制度がこういうふうになりまして、公団の非常な整理がなされる。特別の援助物資以外には、当然整理されると思ふのですが、これについての政府の整理の構想、方法等についての御見解があつたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○西村(久)政府委員 前田君にお答え申し上げます。お説の通り自由な貿易に入るにあたりまして、必要な公団はでき得る限りこれを廃止する方針でございます。ただ食糧などの輸入を懸念しております。関係の公団は、暫時存置しておかなければならぬのじやないか、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○前田(正)委員 それでは税関のお話を政府委員が参りましてから、継続することにしたしまして、ここで一応私の質問を中止することにいたします。
○多田委員 長代理 次は通告によりまして通商委員の小金義昭君。
○小金委員 今議題になつております外国為替及び外国貿易管理法の問題について、昨日から審議があつたようでありまして、ただ残念ながら本日も予算委員会の方に出ておりました。どういふ質問も、研究がなされたか、私は不幸にして聞くことができませんでした。実はあとで関係の速記録を読んで勉強いたしますが、この法案をわれわれが通商産業委員会において、公式あるいは非公式にいろいろ論議、研究いたしましたその結果、私は二、三こ

で根本問題についてお尋ねをいたしました。できればこれは法律の性質から申しまして、逐條審議して、手続の方法論といふべきか、その方法を十分研究する必要がある。これはいろいろ憲法上の問題もありますが、日本が輸出入貿易を伸張しなければならぬという立場から行きますと、どうしても手続が大事になる。そこで私がこれらお伺いすることは、すでに質疑応答があつたかもしませんが、その際には政府委員の方で、それは答えてある。問題になつたといふことだけを答えていただけであつたのであります。

まずこの法律は、一読いたしました。非常にまだ生である。こなれていないといふような感じがいたします。と同時に非常に大きな委任立法でありまして、おおむね政令または省令に譲つておる。そうするとその政令または省令の骨子をここでさらけ出したのだか、この法律の検討はほとんどできない。しかしながら今申し上げましたように、この法律は相当まだ政府委員の方でもこなれていない。これから具体的に貿易伸張といふことを本旨として考えて行かれる点が多々あるのじやないか。こういうふうには觀察するのであります。まず本法は、全部の條項を施行するのはいつごろになる見込みでありますか、お尋ねいたします。

○谷林政府委員 全部終了いたしますのは三月三十一日までと、この裏に書いてございまして、できるだけそれ以前に終るようにしたいと思ひます。ただ大部分のものは十二月一日並びに一月一日でほとんど施行になります。
○小金委員 三月三十一日以降には延

うだというような話があつた。ところへさらにバイヤーから、そのまた二分の一くらいで買いたいというような申入れがあつたという事でございませうが、そういう事実があつたかどうか。これでは取引というよりも飢餓輸出を飛び越えて、まるきり物を施すというような姿になつてゐる。これではいくら通商をしても、日本の産業經濟の上にはプラスはないと思うが、これらの問題についても少しおさしつかえがなければ、ひとつ御答弁を願ひたいと思います。

○武内説明員 二分の一で、そのまた二分の一でやるといふような話は、私聞き及んでおりません。

○今澄委員 そういふ話は全然なかつたわけですか。この前この点を通商政務次官に聞いたところが、速記録にも残つておりますが、通商政務次官はこの問題について、そういうふうな引合もあつた。それでどういふふうな引合でもあつて、こういう状態であるけれども、その引合があつてからあと、貿易業者から、それならわれ／＼の方で引取るであつたというふうな、詳細な答弁が出てゐるのに、政務次官がそれができると、當の局長はなぜそれらのことを知りませんか。

○武内説明員 私聞き及んでおりませんので、政務次官がそういう解説をされたことも承知しておりませんが、そういうことではないと思ひますけれども、念のためにもう少し確かめまして、次の機会に御回答申し上げたいと思ひます。

○今澄委員 それではこの問題は事務担当の局長さんの責任ある答弁を伺いたい。政務次官の方にお間違ひであるか、あなたの方があれであるか。ひとつ調査されて御答弁を願ひたいと思ひます。

もう一つの点は、今いふ／＼日本から海外へ行つておりますが、むろんこれが外資を使う数量はわずかなものであらうと思ひますけれども、この日本人の海外渡航に関しては、現在のところでは外貨を使う状態はどういふふうな手続になつてゐるか。これもひとつお伺ひしたい。

○山本政府委員 今日のところ、先ほどもちよつと申し上げましたが、七月の半ばに輸出外貨優先使用制度ができて、六月二十五日の船積みになさかのほつて発効になつたと思ひますが、これによりまして輸出業者が輸出代金のある部分、商品によりまして三%、六%、一〇%、これを使つて海外へ出かけることができるのであります。商

業関係はそれが主でありまして、そのほかにはアメリカの援助資金の余剰というふうなもので、たとえば官吏が向うへ参りましたり、議員が向うへ参りましたり、あるいは技術者、学者等が参る、そういう二口になつております。

○今澄委員 それで私は、貴重な外貨を使う場合において今政務次官、大臣はおられませんが、ぜひ聞いてみたいと思つたのだが、今の政府は一体日本の經濟の再建、あるいは日本の復興の上に、有意義にそれらの外貨を使つて、海外へ人を派遣しておるかどうかという点であります。なるほど映画女優の派遣も、あるいはこれも官吏とみなしておられるかもしれませんが、いゝろそれらはでな派遣があるが、その反面に日本の經濟再建に重要な技

術者の派遣であるとか、その他の問題については、何ら政府は考えるところがない。私はそれらの点について、政務次官はおられぬだろうが、どういふふうにお考えになつておられるか。御答弁をお伺ひしたいと思ひます。

○武内説明員 ただいま山本長官からお答えしましたのは、優先外貨制度による渡航の問題でありまして、これは輸出した業者が、その所得した外貨のうち、一部を使つて渡航する。これは主として輸出貿易の促進のために使うわけでありまして、これはそれ自体として非常に今の日本の貿易の状態からいまして、意義のあることだと思ひます。そのほか技術者の渡航が足りないといふお話がありましたが、これも私も御同感でありまして、今後

そういうふうな輸出外貨優先使用制度で、技術者は行かれるわけでありまして、そのほかにもい／＼外貨を使つて、日本の産業のために一番有意義な人が出て行かなくちやならぬ。そういう点につきましては、コマシナル・ファウンドの資金ではないが、今後とも官吏その他の技術者が外国へ出て行くといふようなことはありますし、そのほか通商交渉その他の通商の見地から、コマシナル・ファウンドを使つて出て行く例が、このごろ相当増加してゐる。今後ともそういう方向に努力して、日本の産業に貢献をするような方が、海外に行かれるようなふうにしたいて考えております。

○奥村(竹)政府委員 ただいまの御質問に対して、追加御説明を申し上げます。今まで渡航に使われました外貨のほかに、外国から招聘を受けまして、全部費用を先方で持つて、渡航しておる者も少からずございます。先ほど御例示になりました映画女優とか何かの渡航は、向うから招待を受けた外貨で行つておるのでありまして、わが国の外貨は一文も使つていないわけでありませう。それからただいままでは、実は外貨資金は全部司令部の方で保管いたしておりますので、その使途についてはわが方で不祥な点もあつたのでござい

ます。去る十一月一日から商業勘定に關する限りは、その記録を外国為替管理委員会の方へ移されまして、われわれの方で記録をしておりますので、今後は日本の商業勘定にありますが、外貨と、われ／＼の知らないものが使われ

るというふうなことはないと思ひます。

○今澄委員 時間が大体ないようでありまして、これでやめますが、そういうふうなおつもりでひとつ十分やつていただきますように、私はこの際お願いを申し上げます。最後にもう一つ局長さんに、この前の通商省の政務次官室で、貿易公団その他の手持のストックの問題を議論して、い／＼の話が出たときに、あなたはその会合に出ておられましたかどうか。ちよつと聞かせていただいて質問を打ち切りたいと思ひます。

○武内説明員 私は出ておりません。

○今澄委員 よろしうございませう。

○前田(正)委員 先ほどちよつと関連してお願ひしたのですが、輸出の別表の第一は現在まだ配付できないような状況であります。印刷物がないならば、内容をひとつ、おもだつた品目だけでも説明していただきたいと思ひます。

○武内説明員 おもだつた品目を申し上げます。食糧管理法による主要食糧、石油、石炭、鉄鉱石、銑鉄、合金板、くず鉄その他の鋼製品、製鋼機械、鋳金機械、金屬加工機械、鐵道車両、ディーゼル機関、鋼造船、放送設備、カーバイド、カーボンブラック、苛性ソーダ、セルロイド、塩素その他の化学品、ラジウム、油脂、肥料、その他大分たくさんあります。

○前田(正)委員 できましたらあとでまたお配りいただくこととして、こゝういふものは一体品目の内容をどういふふうな相談でおきめになつておるか伺ひたい。

○武内説明員 大体申し上げまして、大切な外貨を使つて輸入した輸入品あるいは主食、その他国内で非常に緊要な物資、そうほかいろいろ／＼な理由で關係方面と折衝した結果入つておるさつき申し上げたようなものであります。

○多田委員長代理 本日はこの程度で散会いたします。なお明日は午前十時より開会いたします。

午後四時三十三分散会